

# **えびの市障がい者計画(案)**

**(平成 30 年度～平成 34 年度)**

**平成 29 年 12 月**

**えびの市**

## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の根拠.....	1
3 計画の期間.....	2
4 各種計画との関連.....	2
5 「障がい」の表記について.....	3
6 計画の策定体制.....	3
7 計画の策定方法.....	3
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く状況</b> .....	<b>5</b>
1 障がいのある人の現状.....	5
2 アンケート調査結果からみる本市の状況.....	13
3 ヒアリング調査結果からみる本市の状況.....	26
<b>第3章 第4期計画の総括</b> .....	<b>29</b>
1 理解と交流の促進.....	29
2 自立した生活への支援.....	33
3 保健・医療体制の充実.....	39
4 保育・幼育・教育体制の充実.....	41
5 雇用支援と就労支援.....	44
<b>第4章 本市の課題・今後の方向性</b> .....	<b>45</b>
1 本市の課題.....	45
2 今後の方向性.....	47
<b>第5章 基本理念・基本的視点</b> .....	<b>49</b>
1 基本理念.....	49
2 基本的視点.....	49
3 施策の体系.....	51

<b>第6章 施策の展開</b> .....	<b>53</b>
1 生活環境の整備.....	53
2 情報・コミュニケーション.....	56
3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	57
4 生活支援.....	58
5 保健・医療.....	61
6 教育・育成.....	63
7 雇用・就業、経済的自立の支援.....	65
8 行政等における配慮の充実.....	67



## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景

障がいのある人を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。

高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等の様々な要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも明確化、多様化しています。また、難病、発達障がい、高次脳機能障がいといった様々な障がいへの対応が必要となっています。

国においては、平成26年1月に、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」を批准しました。この条約は、障がいに基づくいかなる差別もなしに、全ての障がいのある人のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、促進するための措置を締約国が取ることを定めています。

また、障害者権利条約の締結に先立ち、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）、「障害者総合支援法」の施行（平成25年4月）、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正（平成25年6月）等、国内法令の整備が進められてきました。

その他にも、「障害者虐待防止法」の施行（平成24年10月）、「障害者優先調達推進法」の施行（平成25年4月）、「発達障害者支援法」の改正（平成28年8月施行）等、障がい者福祉に関する関係諸法令の整備も進められています。

このように、社会情勢や法制度が大きく変化する中、本市においては、平成25年3月に「第4期えびの市障害者計画」を策定し、「一人ひとりが互いに尊重し合う 思いやりのあるまちにしましょう」を基本理念として、各種障がい者施策を推進してきました。

このたび、「第4期えびの市障害者計画」の計画期間満了にあたり、近年の国・県の動向を踏まえ、本市における障がい者施策の一層の推進を図るため、「第5期えびの市障がい者計画」を策定します。

### 2 計画の根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、本市の障がいのある人のための施策に関する基本的事項を定めるもので、今後の障がい者施策について総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本計画です。

#### 【根拠法令（抜粋）】

##### 障害者基本法（第11条第3項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### 3 計画の期間

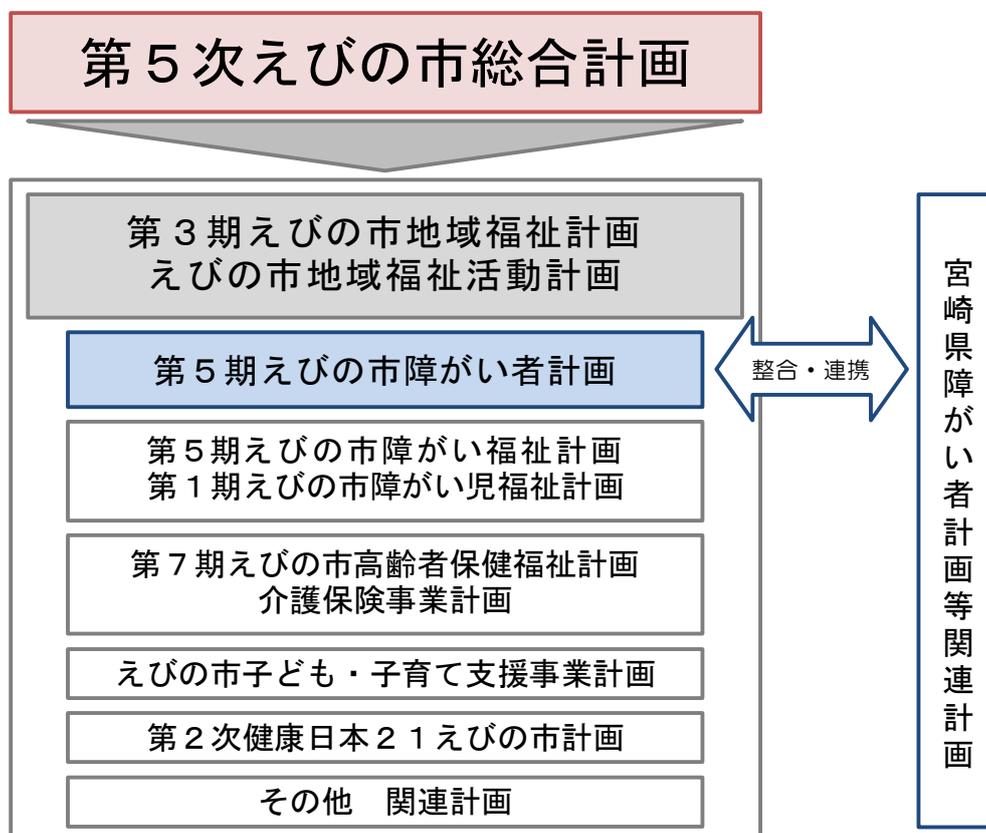
計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。

また、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
えびの市障がい者計画	第4期計画	第5期計画					第6期計画
	見直し					見直し	

### 4 各種計画との関連

この計画は、「第5次えびの市総合計画」を上位計画とする個別計画であり、「第3期えびの市地域福祉計画 えびの市地域福祉活動計画」、「第5期えびの市障がい福祉計画・第1期えびの市障がい児福祉計画」、「第7期えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「えびの市子ども・子育て支援事業計画」、「第2次健康日本21 えびの市計画」等の保健福祉分野関連計画や「宮崎県障がい者計画」等の関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。



## 5 「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」、「わざわざ」などの意味があり、「有害」、「被害」など否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」、「人権尊重の観点からも好ましくない」などの意見があります。

「障害」をそのまま使用すべきとの意見もありますが、少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

## 6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、庁内策定体制として「えびの市障害者計画策定庁内検討委員会」を設置するとともに、広く意見を聴くため、関係団体の代表者等からなる「えびの市障害者施策推進協議会」において、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

## 7 計画の策定方法

この計画に市民の意見を反映させるため「えびの市障害者施策推進協議会」を開催しました。

また、本市に在住する障害者手帳所持者や児童発達支援事業所等を利用している子どもの保護者を対象としたアンケート調査、障害福祉サービス事業者を対象としたヒアリング調査、パブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めました。

### (1) 障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査

#### ① 調査時期

平成29年9月から10月に実施しました。

#### ② 調査対象者

本市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民を調査対象としました。

#### ③ 配布数・回答数

障がい種別	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
身体	468件	270件	57.7%	270件	57.7%
知的	51件	24件	47.1%	24件	47.1%
精神	41件	20件	48.8%	20件	48.8%
合計	560件	314件	56.1%	314件	56.1%

**(2) 児童発達支援事業所等利用の保護者を対象としたアンケート調査**

**① 調査時期**

平成29年10月に実施しました。

**② 調査対象者**

本市在住の児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを利用している子どもの保護者を調査対象としました。

**③ 配布数・回答数**

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
28件	28件	100.0%	28件	100.0%

**(3) 障害福祉サービス事業所ヒアリング調査**

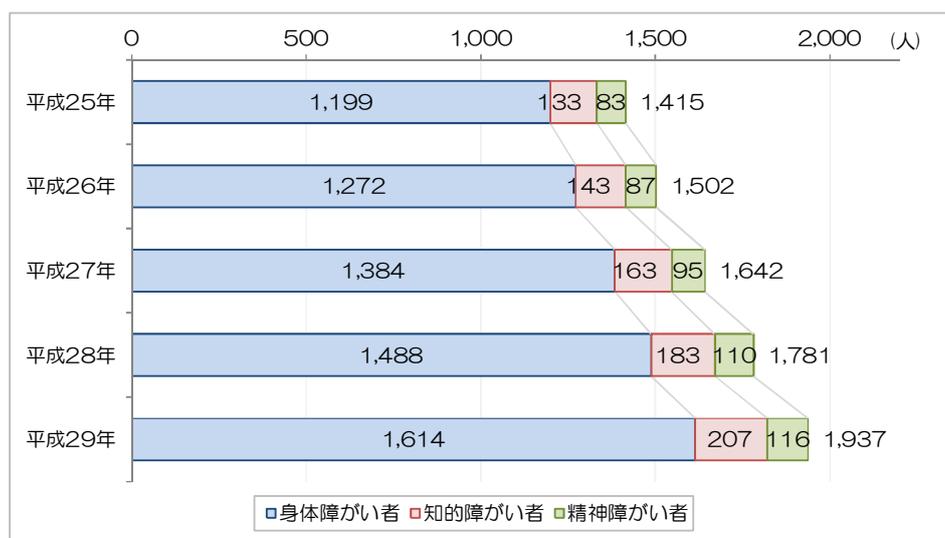
本市在住の障がいのある人やその家族の支援ニーズ等を把握するため、2事業所を対象にヒアリング調査を実施しました。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

### 1 障がいのある人の現状

#### (1) 障害者手帳所持者数の状況

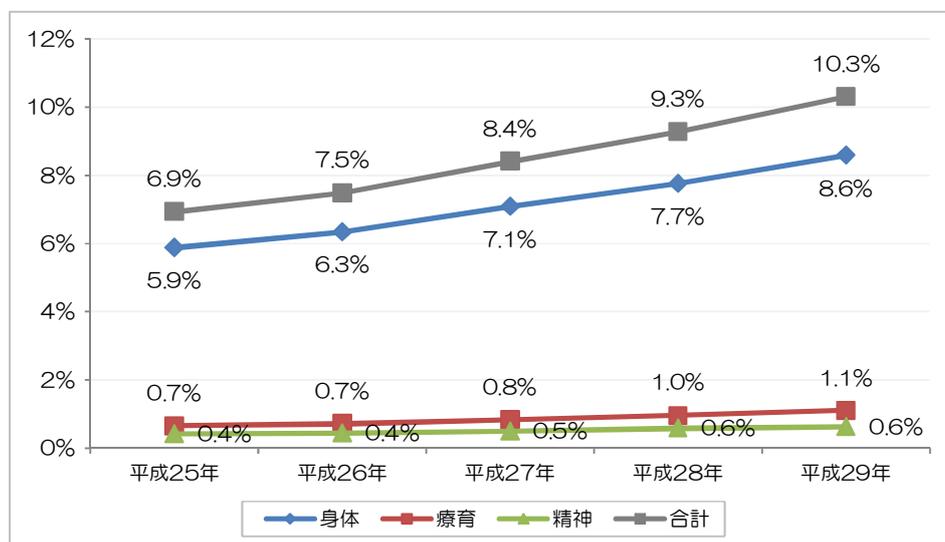
本市の障害者手帳所持者は増加傾向にあり、平成29年で、身体障害者手帳所持者1,614人、療育手帳所持者207人、精神障害者保健福祉手帳所持者116人となっています。



出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

#### (2) 総人口に占める手帳所持者割合の推移

本市の総人口に占める手帳所持者の割合は、平成29年で10.3%（身体障害者手帳割合8.6%、療育手帳手帳割合1.1%、精神障害者保健福祉手帳割合0.6%）となっており、すべての種別で上昇傾向にあります。



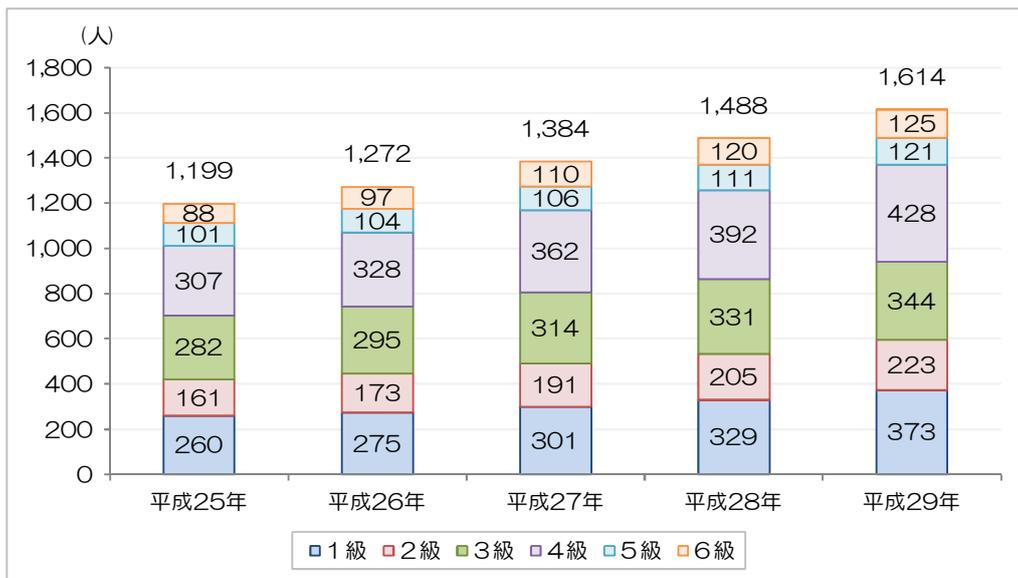
出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

### (3) 身体障害者手帳所持者の状況

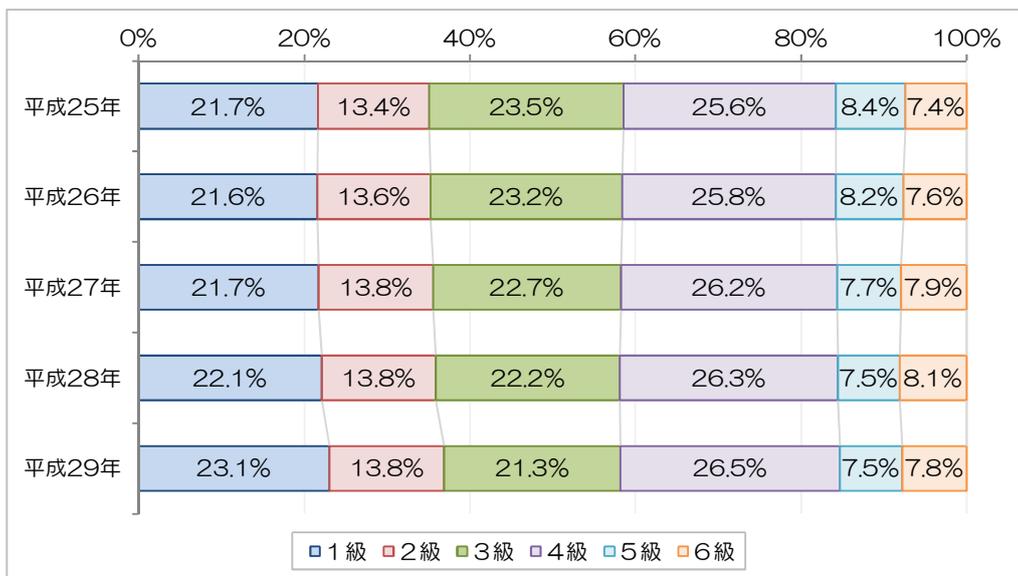
#### ① 等級別の推移

本市の身体障害者手帳所持者は、平成29年で1,614人となっており、平成25年から平成29年で415人増加しています。

平成29年の等級別割合をみると、4級の割合が最も高く26.5%となっています。また、重度者（1級と2級の合計）の割合が36.9%を占めています。



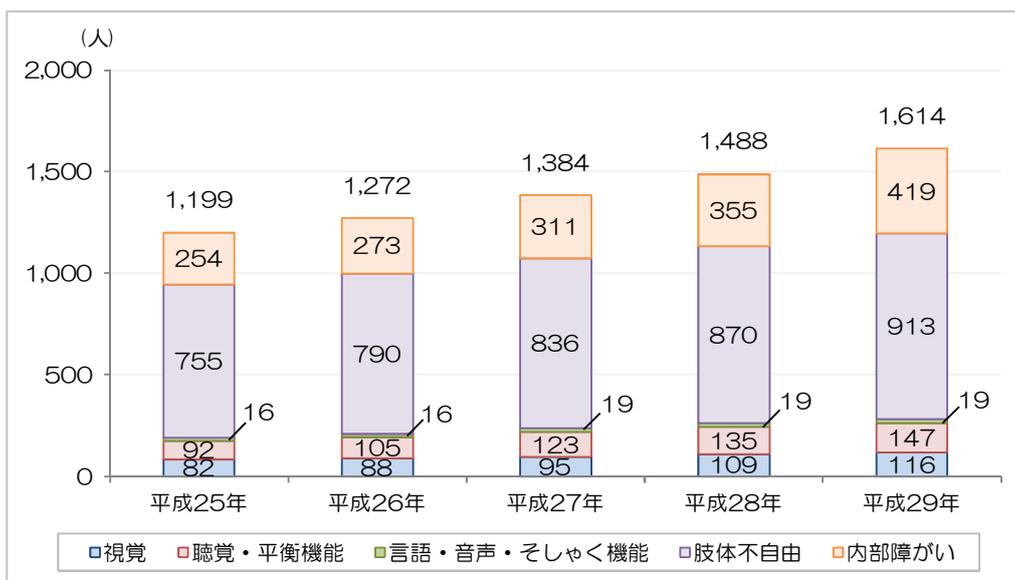
出典：福祉事務所（各年10月1日現在）



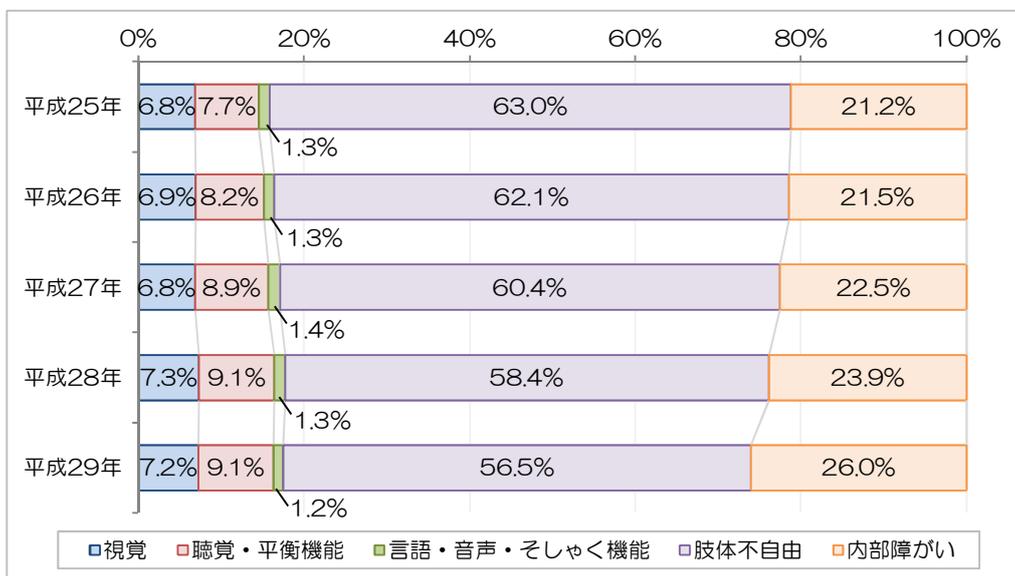
## ② 部位別の推移

平成29年の身体障害者手帳所持者の部位別比率をみると、「肢体不自由」が56.5%と最も多く、次いで「内部障がい」の26.0%となっています。

部位別人数でみると、「言語・音声・そしゃく機能」を除く部位で年々増加しています。

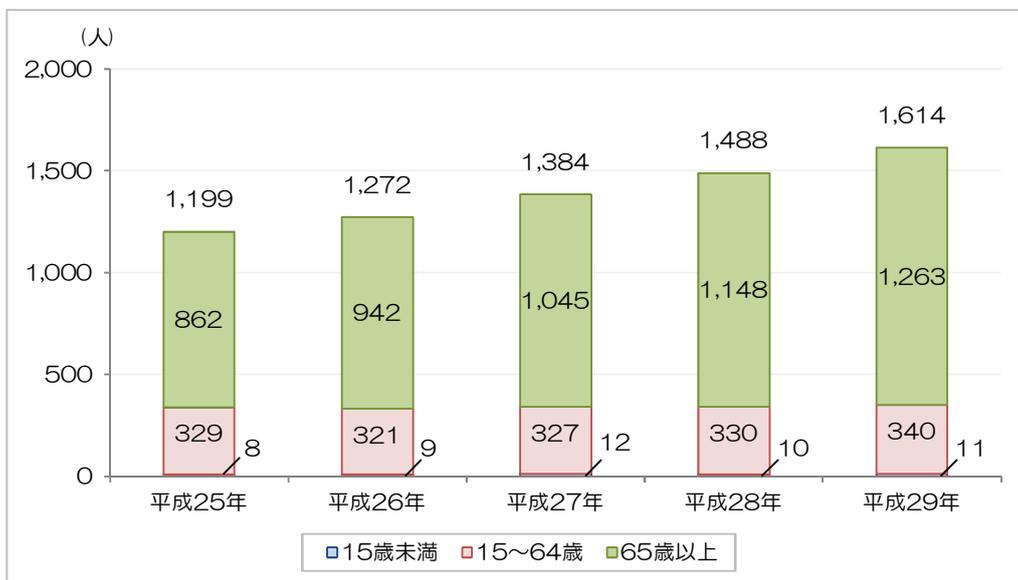


出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

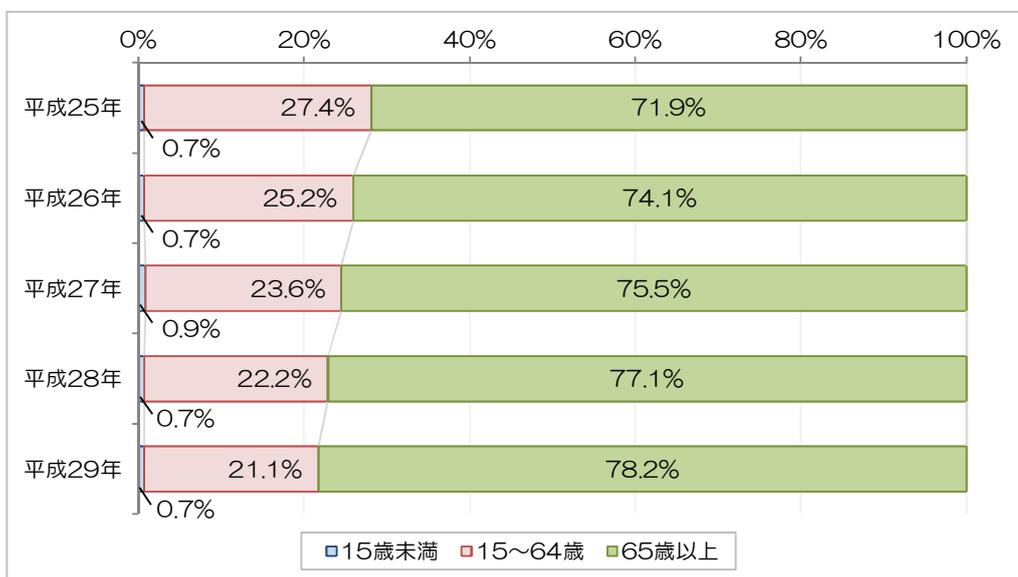


### ③ 年齢階層別の推移

身体障害者手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者が年々増加しており、平成29年には約8割（78.2%）となっています。



出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

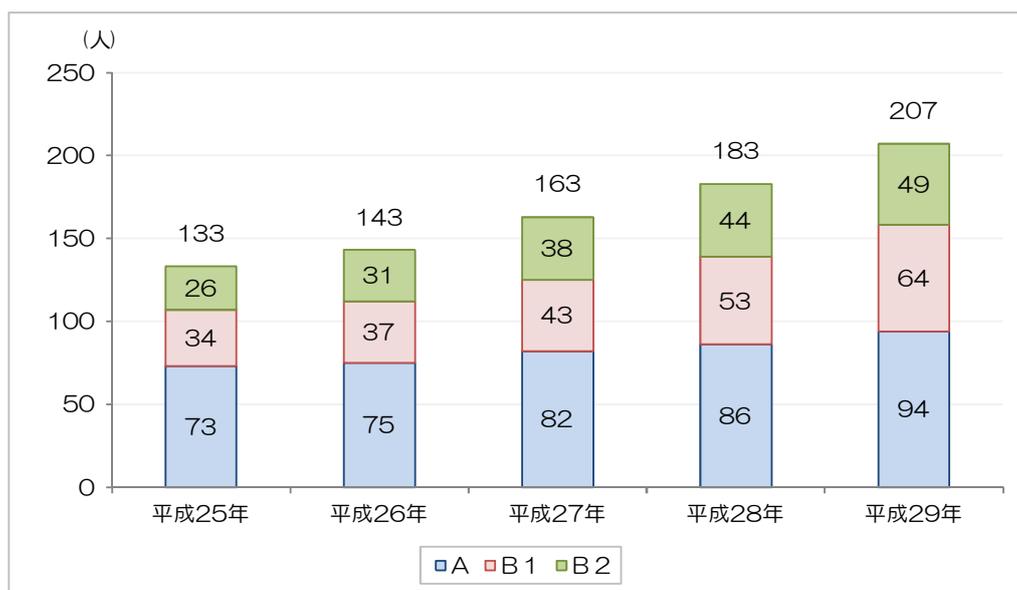


#### (4) 療育手帳所持者の状況

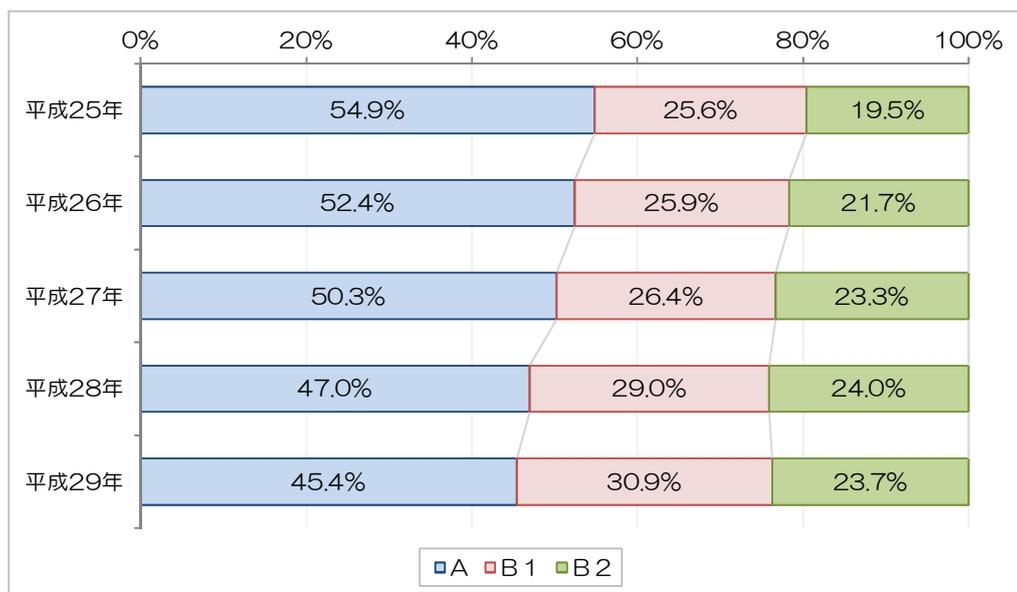
##### ① 等級別の推移

本市の療育手帳所持者は、平成29年で207人となっており、平成25年から平成29年で74人増加しています。

平成29年の等級別割合をみると、重度者であるAが45.4%と最も多くなっています。



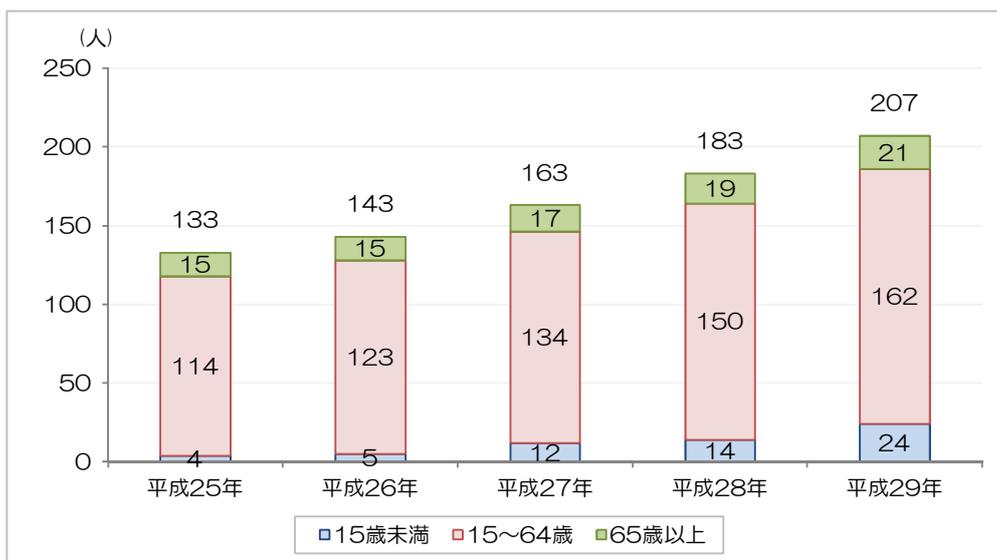
出典：福祉事務所（各年10月1日現在）



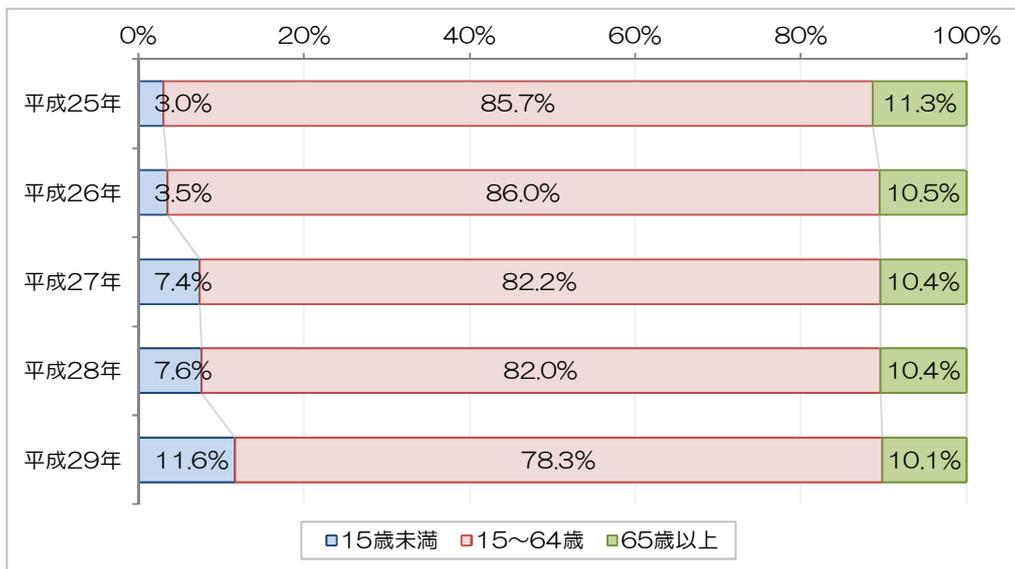
## ② 年齢階層別の推移

療育手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、すべての階層で手帳所持者が増加しています。

特に、15歳未満の手帳所持者の増加が著しく、平成29年では24人、年齢階層別割合は11.6%となっています。



出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

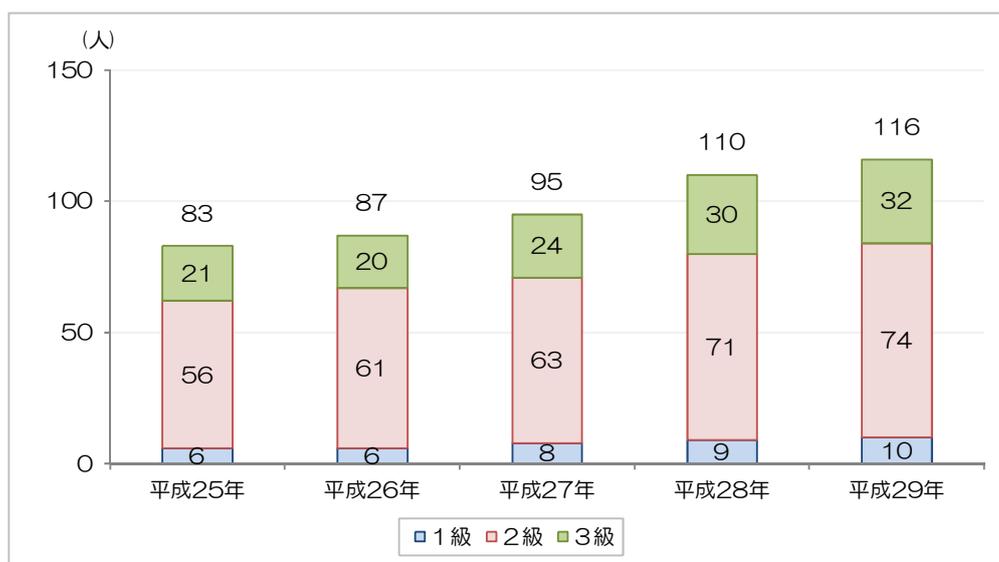


## (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

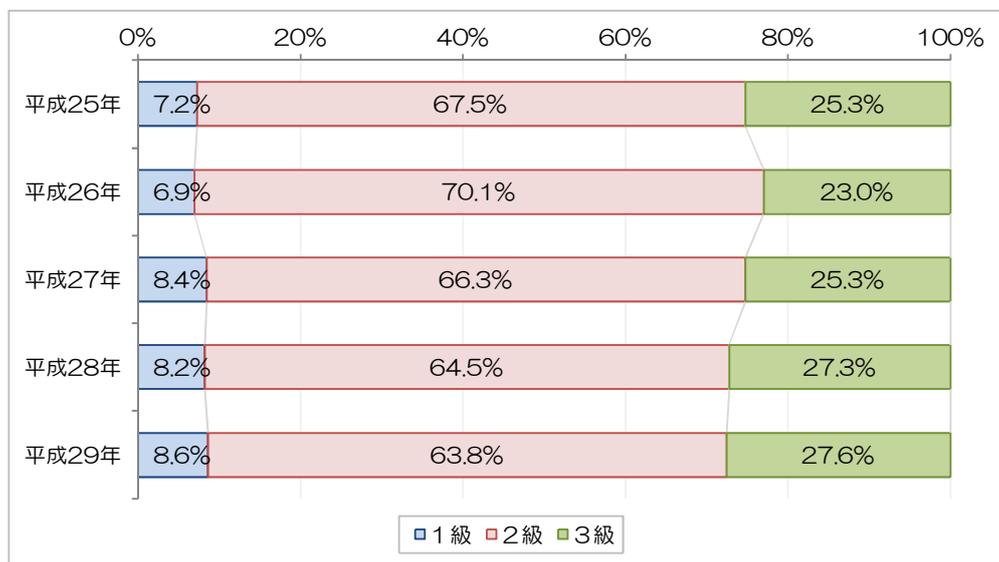
### ① 等級別の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成29年で116人となっており、平成25年から平成29年で33人増加しています。

平成29年の等級別割合をみると、2級が63.8%と最も多くなっています。

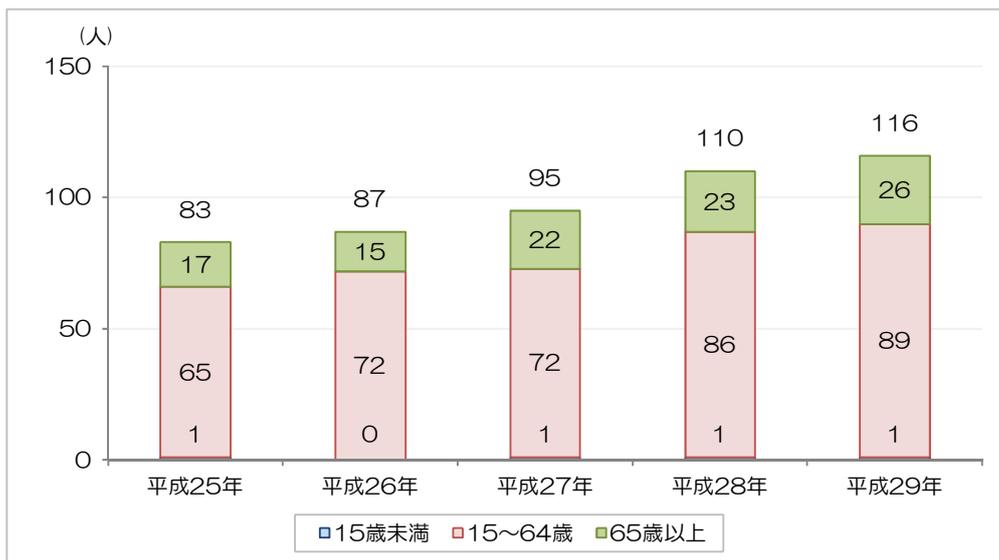


出典：福祉事務所（各年10月1日現在）

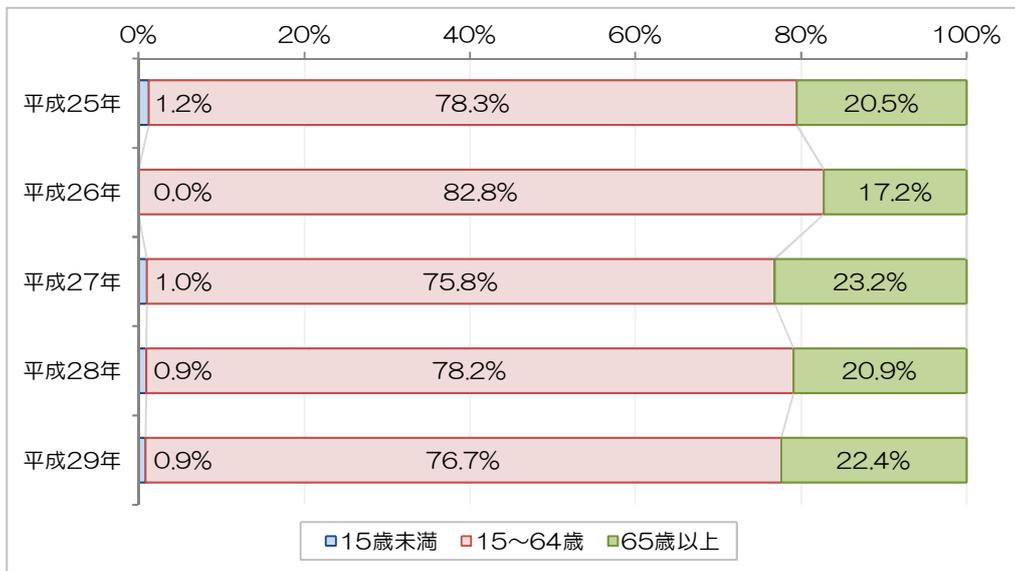


② 年齢階層別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、15歳以上65歳未満の階層が最も多く、平成29年では89人、年齢階層別割合は76.7%となっています。



出典：福祉事務所（各年10月1日現在）



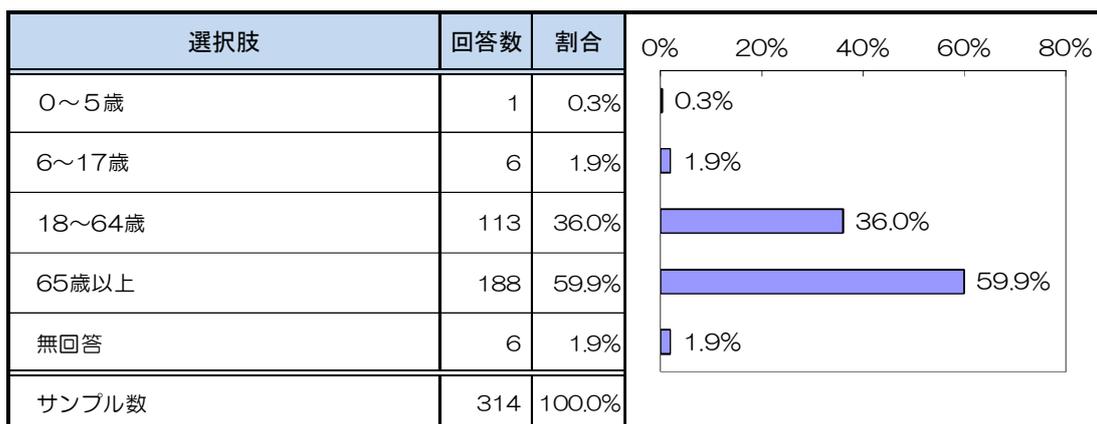
## 2 アンケート調査結果からみる本市の状況

### (1) ニーズ調査(抜粋)

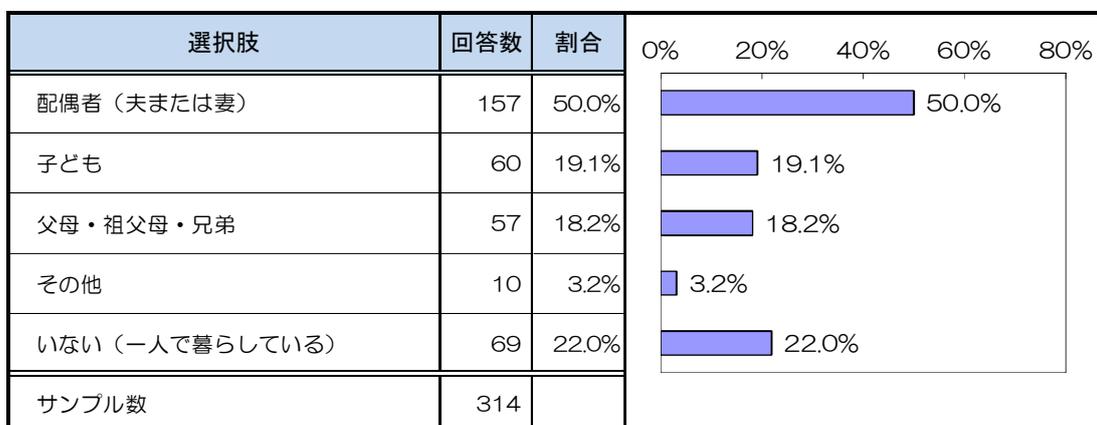
#### ① 回答者の障がい種別



#### ② 年齢(平成 29 年 4 月 1 日現在)



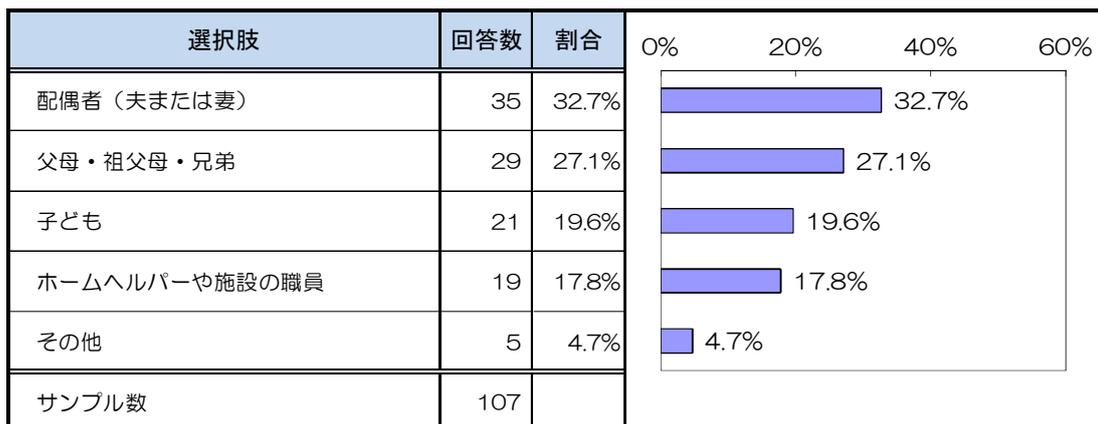
#### ③ 同居者(複数回答)



④ 介助者の状況

問 あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。（複数回答）

「配偶者（夫または妻）」が32.7%と最も多く、次いで、「父母・祖父母・兄弟」の27.1%、「子ども」の19.6%の順となっています。



問 あなたを介助してくれる家族で、特に中心になっている方の年齢をお答えください。（平成 29 年 4 月 1 日現在）

「65 歳以上」が 45.9%となっています。

障がいのある人（本人）の年齢で、65 歳以上は約 6 割、介護者の年齢では、65 歳以上は約 5 割で、老老介護世帯が約 5 割を占めています。

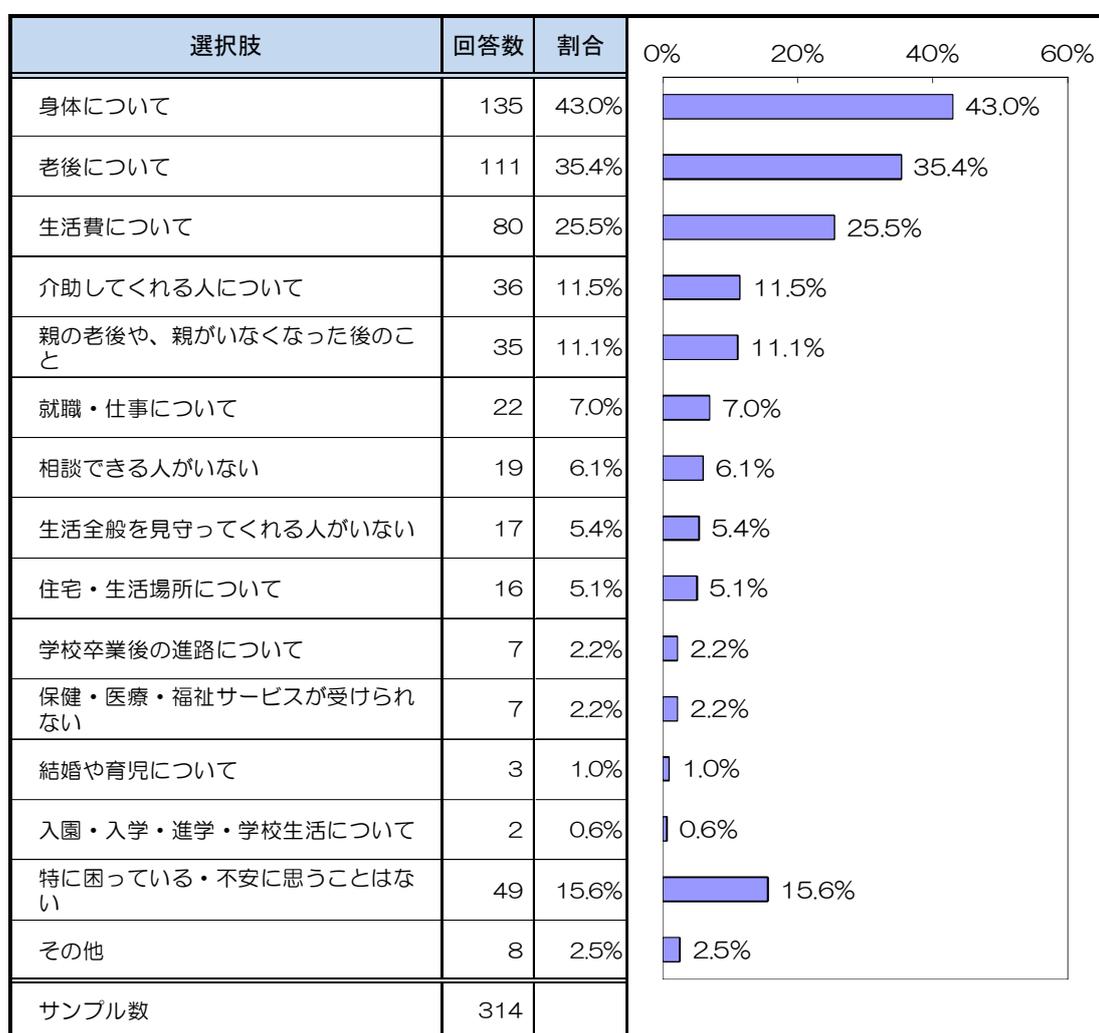


## ⑤ 困りごとや不安なこと

問 あなたは、現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。（複数回答）

「身体について」が43.0%と最も多く、次いで、「老後について」の35.4%、「生活費について」の25.5%の順となっています。

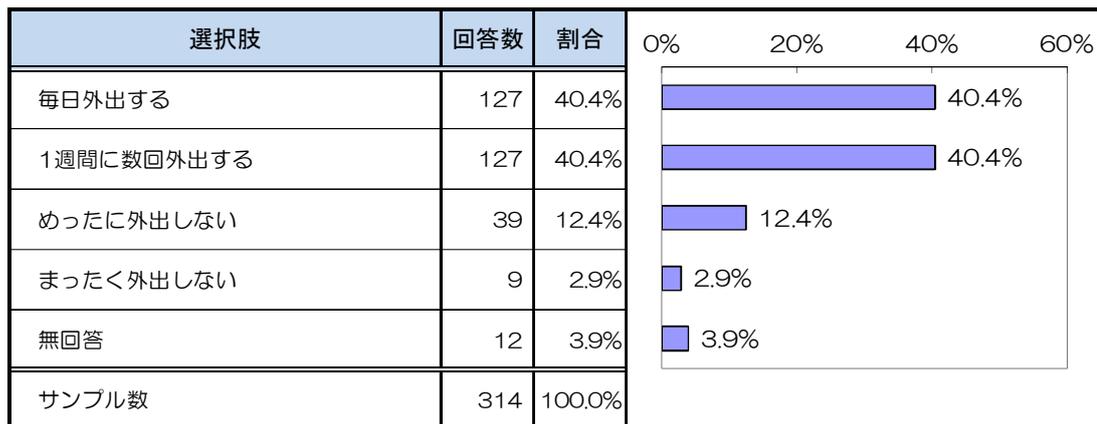
障がいのある人の困りごとや不安解消の対応として、信頼できる相談者の確保をはじめ、多様な相談への対応等が必要となっています。



### ⑥ 外出の状況

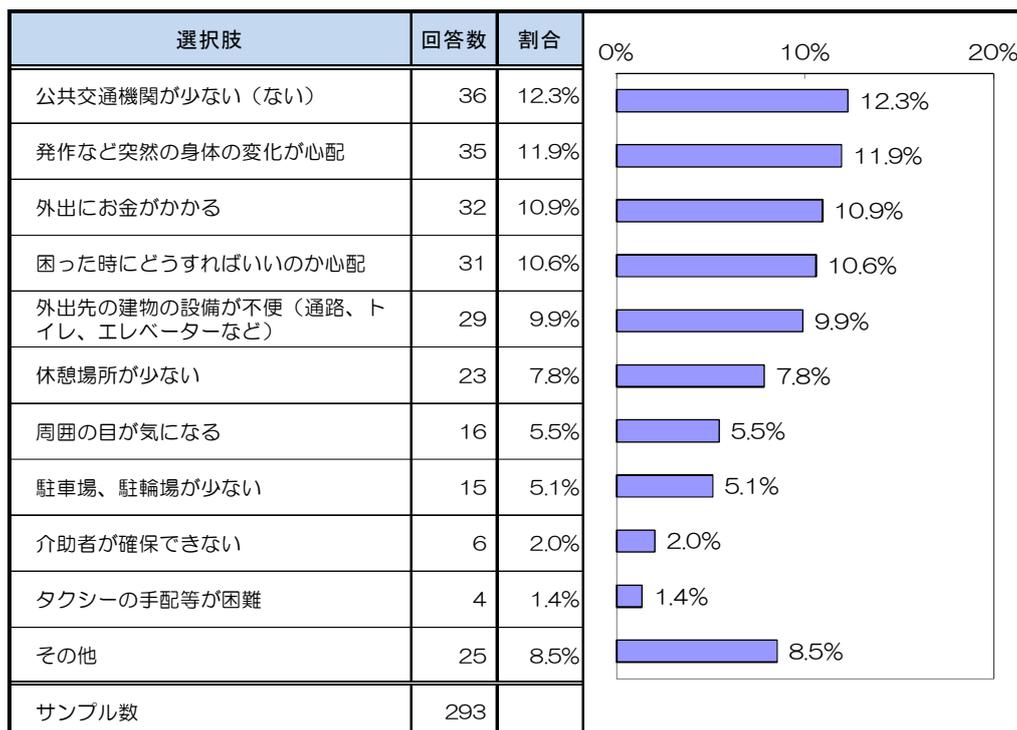
問 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

「めったに外出しない」が12.4%、「まったく外出しない」が2.9%となっています。約2割の方が、「めったに外出しない」、「まったく外出しない」と回答していることから、障がいのある人の社会参加促進や外出手段の確保に取り組む必要があります。



問 外出する時に困ることは何ですか。（複数回答）

「公共交通機関が少ない（ない）」が12.3%と最も多く、次いで、「発作など突然の身体の変化が心配」の11.9%、「外出にお金がかかる」の10.9%の順となっています。障がいのある人にとって外出しやすい環境が求められます。



⑦ 差別の経験、本市の暮らしやすさ

問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

「ある」、「少しある」が15.9%となっています。

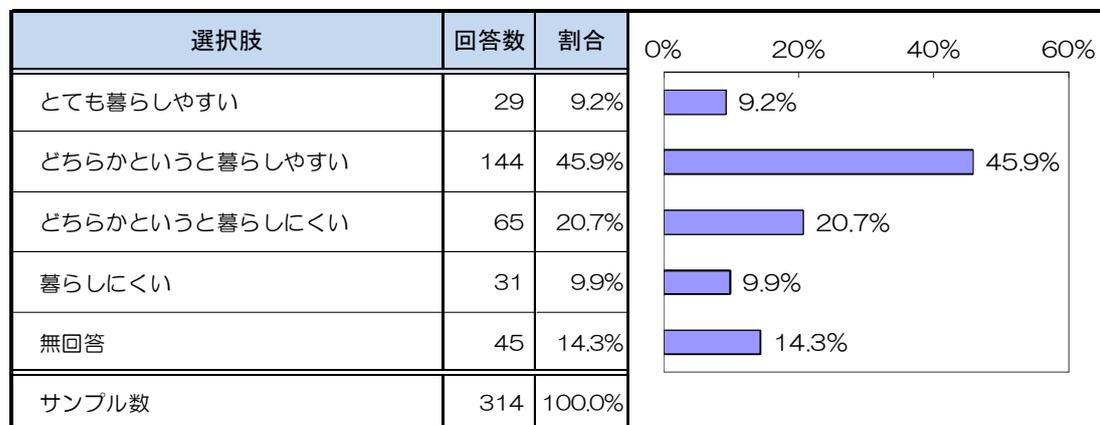
約3割の方が、日常生活での差別や偏見、疎外感を感じており、あらゆる場面で、市民の理解を深められるよう、啓発・広報等に取り組む必要があります。



問 えびの市は、障がいのある人にとって、暮らしやすいまちだと思いますか。

「どちらかという暮らしにくい」が20.7%、「暮らしにくい」が9.9%となっています。

約3割の方が暮らしにくい（「暮らしにくい」、「どちらかという暮らしにくい」の合計）と感じており、障がいのある人のニーズの把握に努め、暮らしやすいまちづくりに取り組む必要があります。

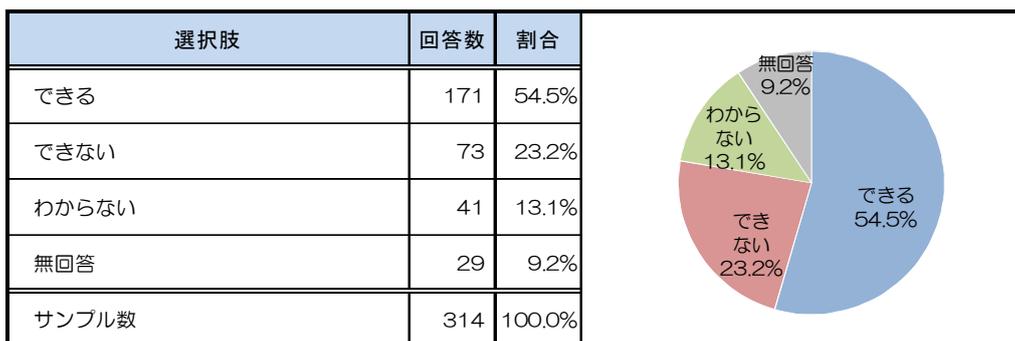


### ⑧ 災害時の避難、災害時の困りごと

問 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

「できない」が23.2%、「わからない」が13.1%となっています。

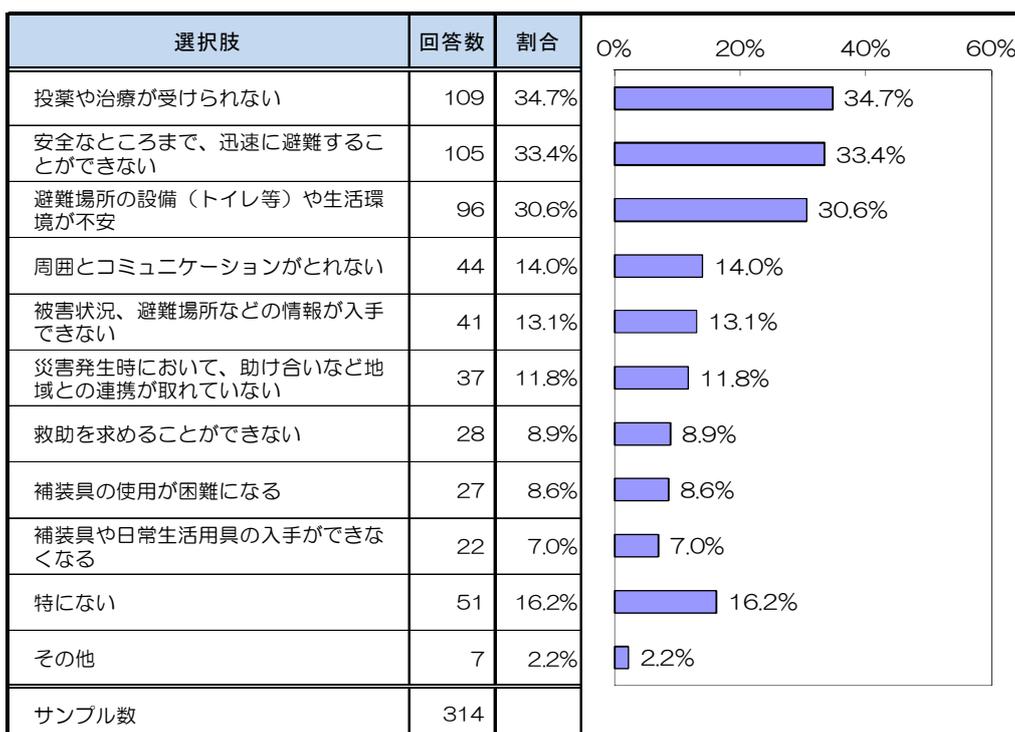
約4割の方が、「できない」、「わからない」と回答していることから、避難行動要支援者への取組の充実が求められます。



問 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（複数回答）

「投薬や治療が受けられない」が34.7%と最も多く、次いで、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の33.4%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の30.6%の順となっています。

災害や非常時に対応した様々な取組が必要です。

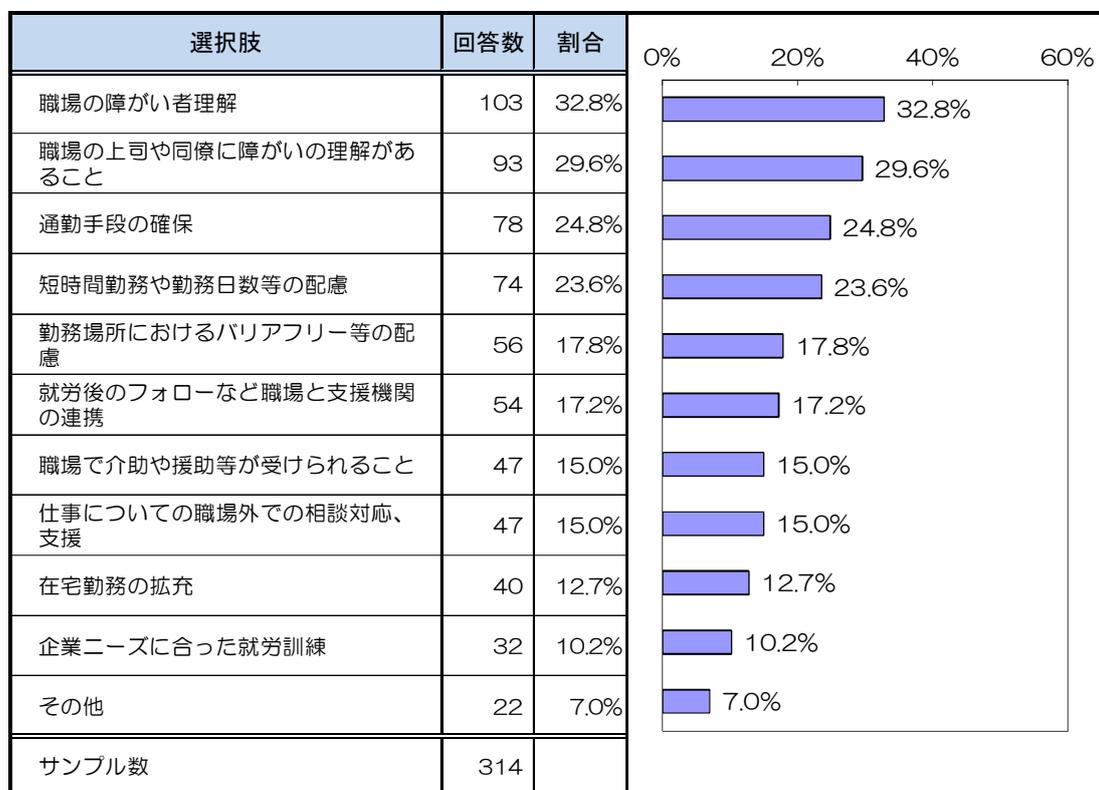


## ⑨ 障がいのある人への就労支援

問 あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

「職場の障がい者理解」が32.8%と最も多く、次いで、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の29.6%、「通勤手段の確保」の24.8%の順となっています。

約6割の方が「職場の障がい者理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」と回答していることから、職場での障がいのある人に対する偏見等の払拭とともに、働きやすい環境づくりや就業全般を支援する体制の構築が必要です。

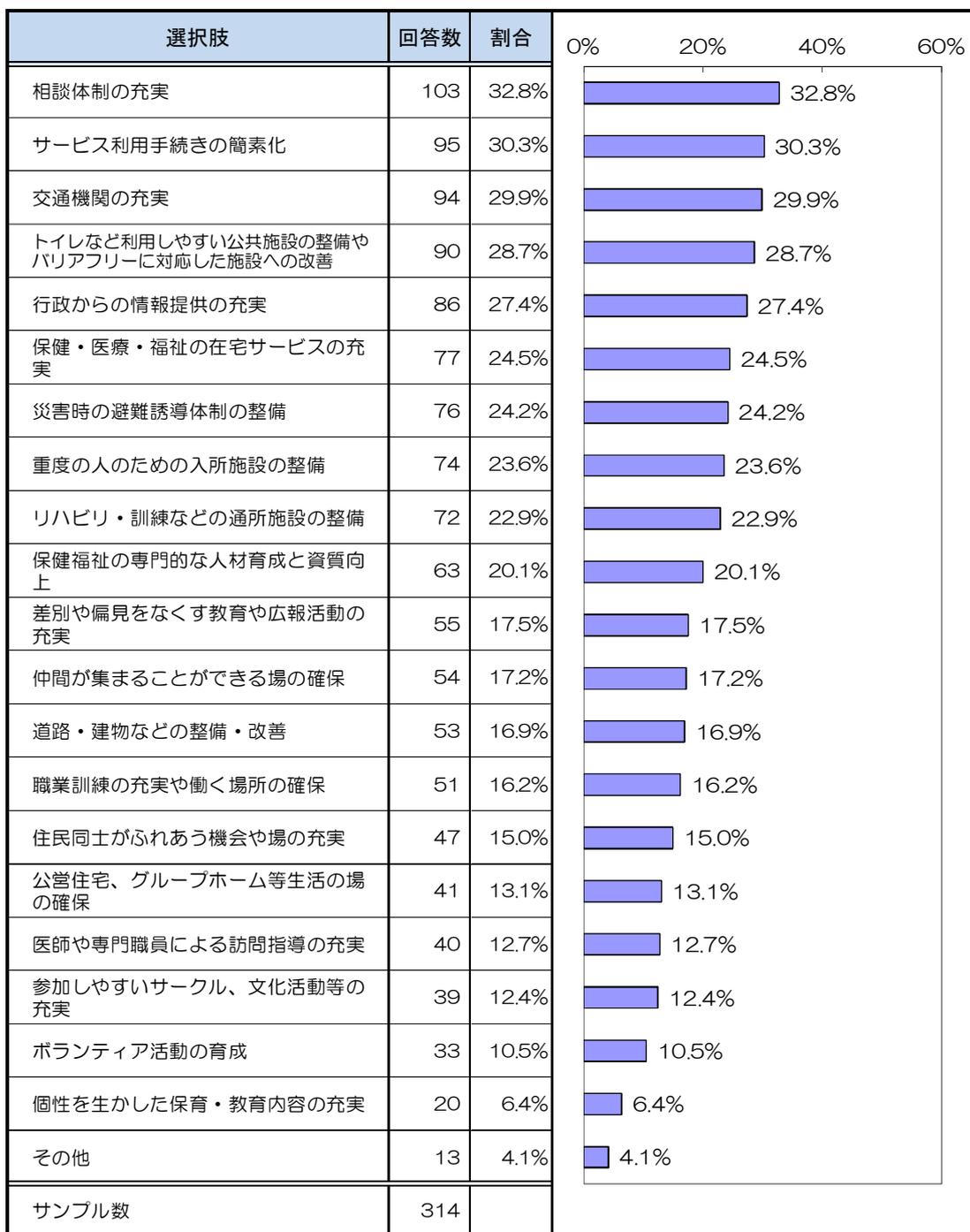


⑩ 暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

問 あなたは障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

「相談体制の充実」が32.8%と最も多く、次いで、「サービス利用手続きの簡素化」の30.3%、「交通機関の充実」の29.9%の順となっています。

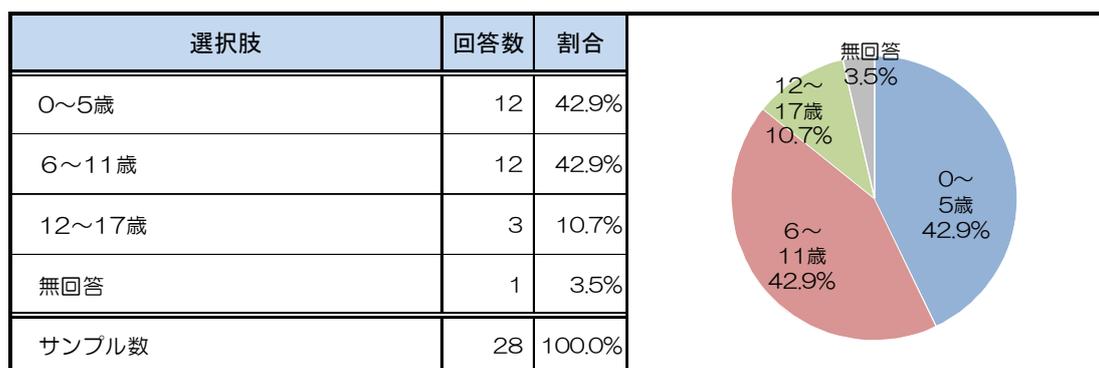
障がいのある人がサービスを利用しやすくするために、相談体制の充実やサービス利用手続きの簡素化を図っていくことが必要です。



## (2) 保護者調査(抜粋)

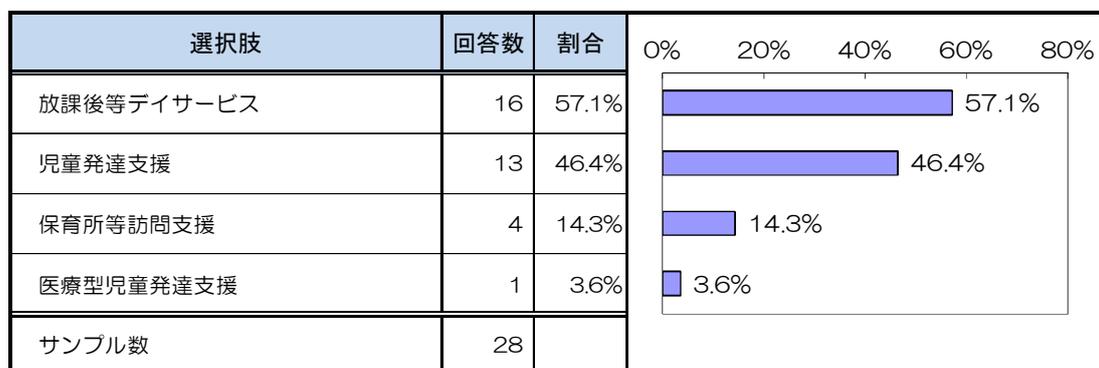
問 お子様の年齢は、満何歳ですか。（平成 29 年 4 月 1 日現在）

「0～5歳」、「6～11歳」が42.9%、「12～17歳」が10.7%となっています。



問 お子様は、どのようなサービスを利用していますか。（複数回答）

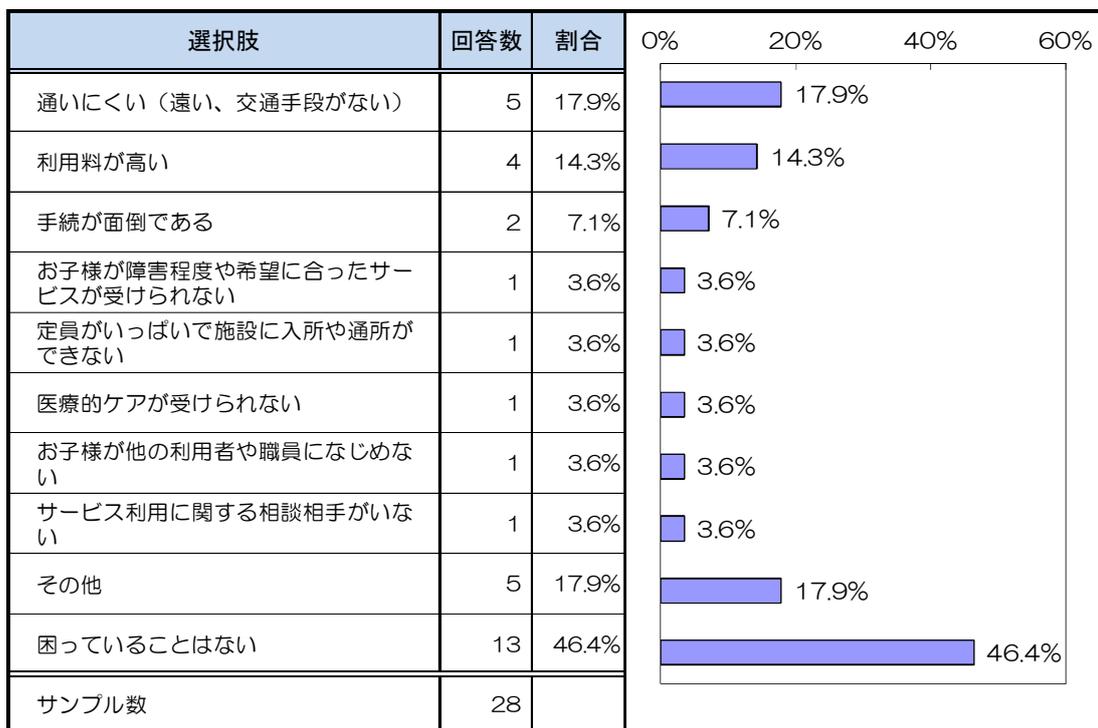
「放課後等デイサービス」が57.1%、「児童発達支援」が46.4%、「保育所等訪問支援」が14.3%等となっています。



問 福祉サービスを利用するにあたり、お子様やあなたが困っていることは何ですか。（複数回答）

「困っていることはない」が約5割（46.4%）である一方、困っていることとして、「通いにくい（遠い、交通手段がない）」（17.9%）、「利用料が高い」（14.3%）の割合が高くなっています。

すべての障がいのある子どもが平等に、希望するサービスを受けることができるよう、サービス提供体制・実施体制の充実が求められます。



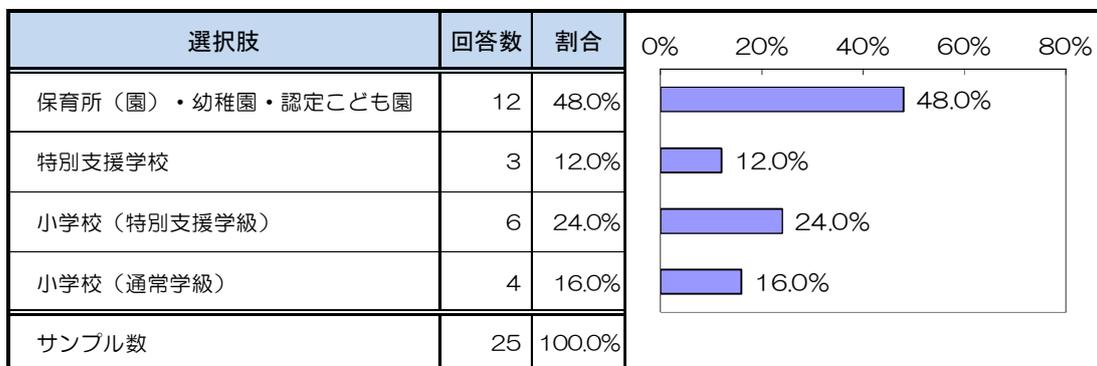
問 現在、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校に通園・通学していますか。

「している」が89.3%となっています。



問 通園・通学先は次のどれにあたりますか。

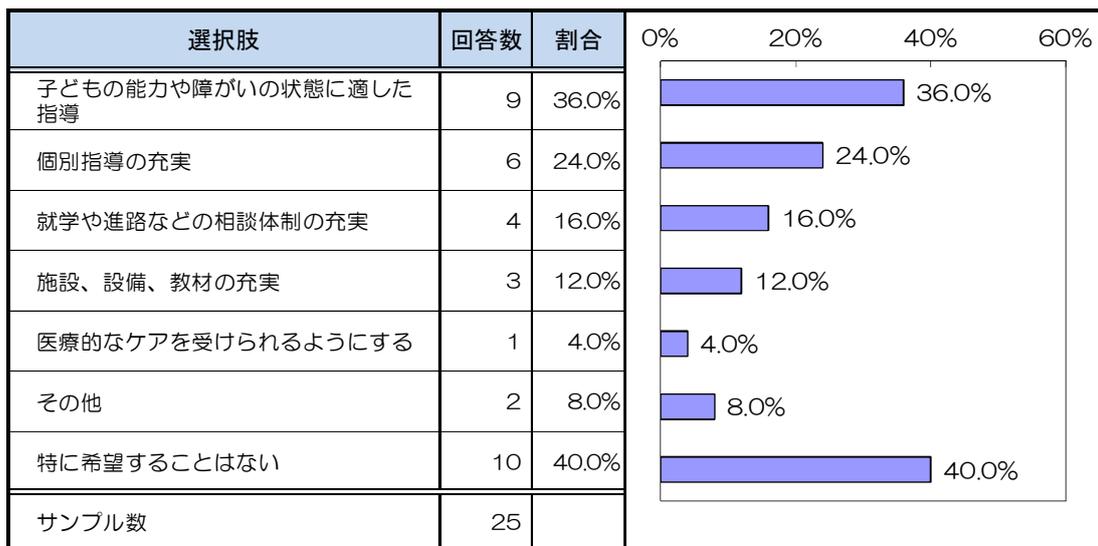
「保育所（園）・幼稚園・認定こども園」が48.0%、「小学校（特別支援学級）」が24.0%、「小学校（通常学級）」が16.0%等となっています。



問 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校に望むことは、どのようなことですか。（複数回答）

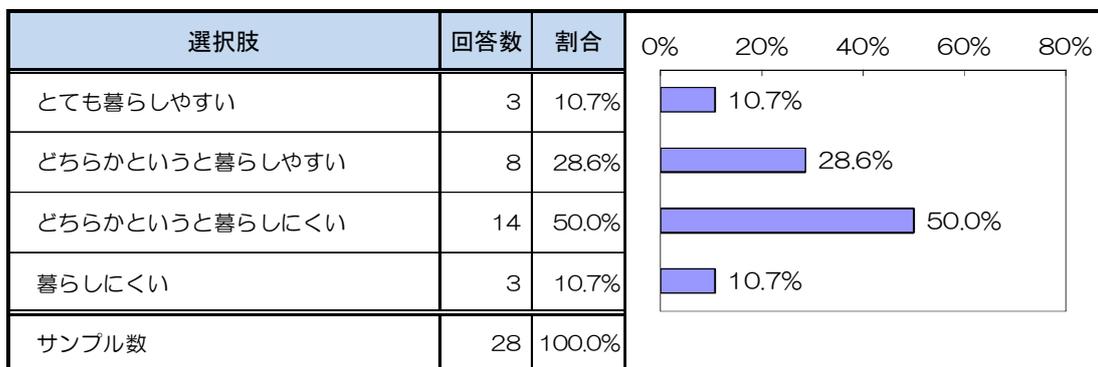
「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」（36.0%）や「個別指導の充実」（24.0%）と回答した割合が高くなっています。

一人ひとりの能力や特性を踏まえた教育的支援が求められています。



問 えびの市は、障がいのある方にとって、暮らしやすいまちだと思いますか。

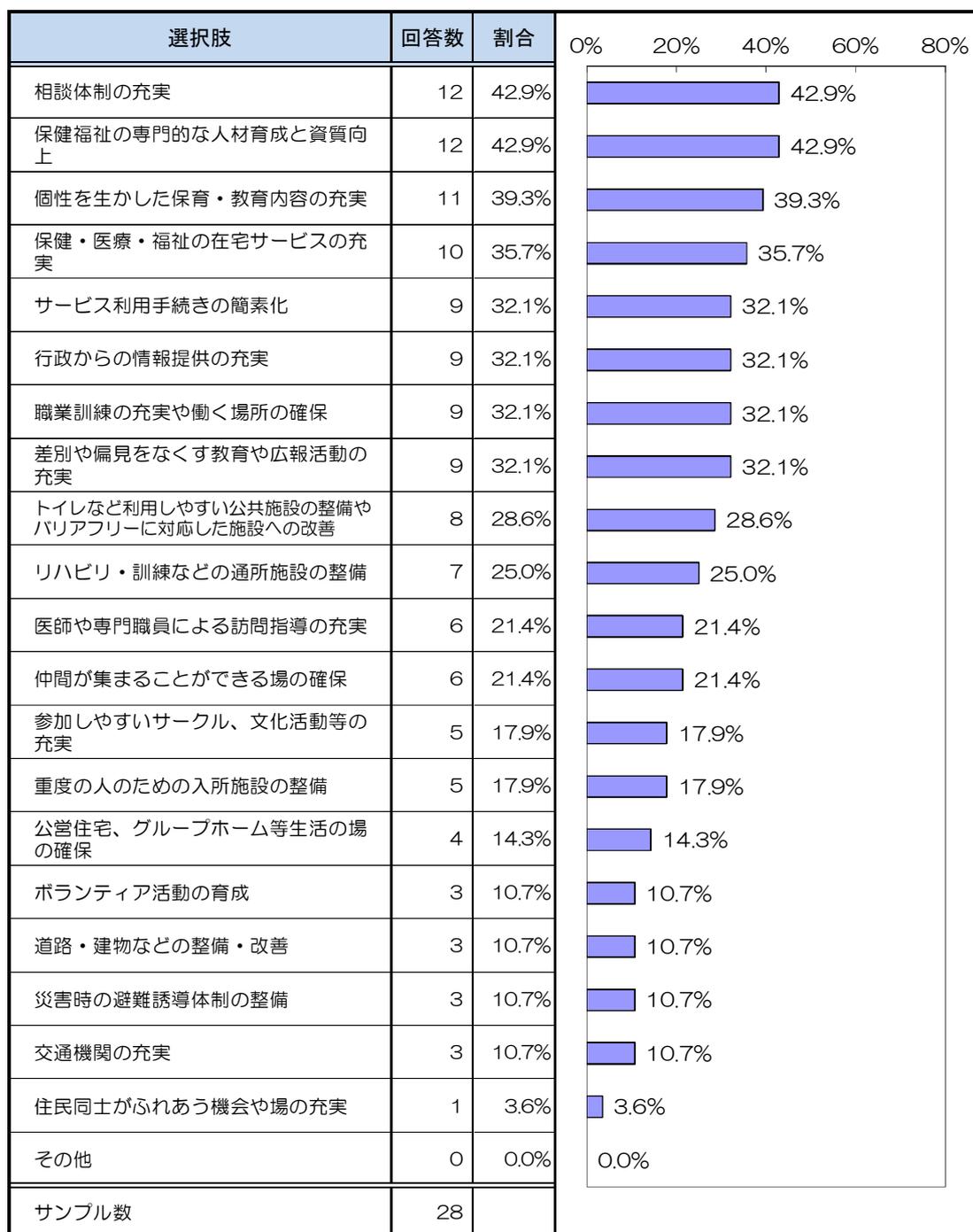
「暮らしにくい」（10.7%）と「どちらかという暮らしにくい」（50.0%）の合計が約6割となっています。



問 あなたは障がいのある方にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

「相談体制の充実」、「保健福祉の専門的な人材育成と資質向上」が42.9%、「個性を生かした保育・教育内容の充実」が39.3%、「保健・医療・福祉の在宅サービスの充実」が35.7%等となっています。

相談支援体制やサービス提供の充実、一人ひとりの能力や特性に合わせた教育の推進が求められています。



### 3 ヒアリング調査結果からみる本市の状況

本市在住の障がいのある人やその家族の支援ニーズ等を把握するため、障害福祉サービス事業所を対象にヒアリング調査を実施しました。要約は次のとおりです。

<b>1 地域特性、留意すべき事項について</b>
・障がいがあることを、介助者が周囲に気づかれないようにする傾向がある。
・介助者の高齢化が懸念される。親亡き後、どうすればよいか心配する声が多い。
<b>2 障がいのある人を取り巻く環境について</b>
・本市にある事業所では提供できるサービスに限りがあるため、市外での利用をせざるを得ない状況にある。
・地域の見守り体制が十分でなく、また、施設に入所させたいと考える介助者が多いように思われる。
・短期入所生活介護（ショートステイ）の利用は、空きがなく対応が難しい。
・特に、一人暮らしの障がいのある人に対して、地域の理解もあり、日中は見守りが可能であるが、夜間になると難しい現状がある。
・介助者自身が高齢になると、障がいのある人を入所できる施設に預けるしかないとする意見が多い。
・本市においても、共同生活援助（グループホーム）の要望が多く聞かれる。
・障がいのある人や介助者は、障害福祉サービスや制度についての知識が十分でないと感じられるため、サービス内容や制度の周知、情報提供が必要だと思われる。
<b>3 事業所を取り巻く環境について</b>
・利用者の工賃向上や事業所の安定した運営のために、様々な取組を推進している。
・本市の障害福祉サービス利用は増加しているため、相談支援においては、障がいのある人や家族に対応する時間が限られている。
・本市で提供している障害福祉サービス等が限られているため、利用者のニーズと合致しない場合、市外の事業所を利用せざるを得ない状況がある。

#### 4 障がいのある人の就労について

- ・障がいのある人の受け入れ等について、企業は協力的である。
- ・精神障がいのある人については、受け入れが十分でない状況がある。
- ・就労に関する様々な問題に対応できるように、障がいのある人や介護者が相談しやすい環境を整備する必要がある。
- ・障がいのある人への配慮や障がいへの理解を啓発していく必要がある。
- ・一般就労への移行のために、職場体験等の支援が必要である。

#### 5 他団体等との連携について

- ・様々な団体や関係機関等との連携に努めている。
- ・ボランティア団体との連携が十分でない。
- ・行政との連携を強めている。未就学児については、市の保健師と意見交換を行っている。

#### 6 特に必要と感じる行政の支援や取組について

- ・小中学校の児童・生徒及び教師が、障がいのある人と接する機会を増やす必要がある。
- ・子どもたちと障がいのある人がふれあう機会づくりや、障がいに対する理解を深める取組が必要である。
- ・本市の出前講座について、車椅子の実習等、身体障がいの人を対象とした内容だけでなく、知的障がい、精神障がいに関する内容を含んだ講座の開催を検討してもらいたい。
- ・介助者に対して、様々な情報提供を行ってほしい。



## 第3章 第4期計画の総括

### 1 理解と交流の促進

#### (1) 広報・啓発活動の推進

No.	施策	内容	実施状況	関係課
1	障がいのある人向けの広報等による情報提供	障がいのある人が、市の情報を容易に得ることができるよう支援します。	市ホームページの充実を図り、広報紙等で制度の周知を行うとともに、重度障害者（児）医療費助成や特別障害者手当、障害児福祉手当の周知を行っています。また、視覚障がい者には、広報紙等の内容を読み上げる日常生活用具（拡大読書機）を貸し出す等の支援を行っています。	福祉事務所
2	情報提供体制の整備	市のホームページや広報紙などの広報媒体により、障がいのある人に対し、制度やサービスについて、わかりやすい情報提供ができる体制の整備に努めます。	広報えびの、広報えびのお知らせ版については、「1つのページの中で色をつかひすぎない」「読みやすいように1つの文を短くする」などの注意を払っています。 ホームページについては、リニューアルに伴い、文字拡大や音声読み上げ機能等のウェブアクセシビリティに関するシステム面の整備を行っています。	企画課 福祉事務所
3	広報活動の充実	障がい福祉の制度やサービスの概要などをまとめた「障害者福祉サービス一覧表」等を手帳交付時や窓口での相談時に配布すると共に、民生委員や障がい者団体などの支援者への説明の際に、障がい福祉に関する制度の周知を図ります。	窓口相談では、障がい福祉の制度やサービスの概要等をまとめた「しょうがいしゃのしおり」を配布し、説明をしています。また、民生委員・児童委員にも住民からの相談や援助活動に役立ててもらうため、「しょうがいしゃのしおり」を配布しました。 担当職員が、学校に出向き、生徒に障がい福祉の制度説明を行っています。	福祉事務所
4	啓発活動の充実	人権セミナーの開催や、人権擁護委員との連携による、人権週間期間中の街頭啓発活動、「人権を考える市民のつどい」などの機会を通じて、障がいへの理解を深めるための啓発活動を実施します。庁内や事業所においては、研修などの機会を通じた啓発を行います。	人権セミナー、人権を考える市民のつどい、人権強調月間や人権週間など、あらゆる機会を通じて、人権課題についての正しい理解と認識を求める啓発を展開しています。また、世界自閉症啓発デーに合わせて、自閉症に関する記事を広報紙に掲載するなど、障がいへの理解を深めるための啓発を行いました。	総務課 観光商工課 福祉事務所

(2) 人権・福祉教育の推進

No.	施策	内容	実施状況	関係課
5	発達障がいへの理解の促進	発達障がいの早期発見・早期支援につなげられるよう、広報紙やパンフレットなどを通じて情報提供を行い、知識の普及と理解促進を図ります。	乳幼児健康診査時の問診票に発達障がいの早期発見につながるような質問を設け、保護者の相談に応じています。また、宮崎県や各関係機関からのパンフレット及び広報紙の配布を活用して、保護者等への情報提供を行っています。	健康保険課 学校教育課 福祉事務所
6	学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会と学校とが連携し、福祉協力校を中心として点字や手話、車イス体験などの各種教室を開催し、子どもたちの福祉体験の充実を図ります。また、総合的な学習の時間のなかで、発達段階に応じた福祉教育を推進します。	総合的な学習の時間、特別活動などでの福祉体験を通して、障がいに関する正しい理解を促進しています。	学校教育課
7	精神保健福祉に関する知識の普及・啓発	精神保健福祉についての知識・理解を深めるために、県主催の講演会の案内や、広報紙などによる啓発に努めます。	平成28年度から精神保健福祉の知識・理解を深めるため、小林保健所と連携して西諸地域精神障がい者文化交流会「こすもす祭」をえびの市で開催しています。その際、市民に対して障がいのある人への理解を深めてもらうための啓発チラシの配布や相談窓口の案内を行っています。また、講演や当事者の体験発表等により、精神障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、市民への啓発に努めています。	健康保険課 福祉事務所

## (3) 社会参加の促進

No.	施策	内容	実施状況	関係課
8	地域交流の促進	野菜、陶芸品等の販売により、生産者、障がい者、消費者が顔を合わせ、地域の人とのつながりをもちながら、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう地域交流を促進します。	社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会及び高齢者クラブなどと連携し、障がい者の地域支え合い事業等への参加を推進し、地域の人との関係づくりや地域交流の促進に努めています。 世代間交流事業等により障がいのある人が参加できる地域交流活動を促進しています。	市民協働課 福祉事務所
9	地域行事への参加促進	障がいのある人がより参加しやすいイベント内容を計画し、出展のスペースの確保などに努め、参加の促進を図ります。	えびの京町温泉マラソン大会等のイベント開催時に福祉作業所への出店等の参加依頼を行い活動支援や参加支援を図っています。 市民図書館では、毎月、福祉作業所の方に児童室の壁面に季節の飾りつけを行ってもらっています。また、毎月、福祉作業所・えびの市ひかり家族会・えびの支援センタービーだまによる喫茶コーナーや物品販売等を開催し、地域社会への参加の促進を図っています。 ぷらいど21助成事業の活用により、各自治会において、椅子や机等の備品整備を進め、地域行事に参加しやすい環境整備に努めています。	市民協働課 観光商工課 社会教育課 福祉事務所
10	ボランティア活動への参加の促進	障がいのある人が地域の活動に参加することで、生きがいを持って生活ができるよう、ボランティア活動への参加の促進を図ります。	社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会及び高齢者クラブの協力のもと、障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、地域の人と顔の見える関係の促進に努めています。	市民協働課 福祉事務所
11	選挙における配慮	各種選挙における投票の際には、投票所の状況に応じて、車イスでの乗り入れやスロープを設置するなど、投票しやすい環境の整備に努めます。	車イス、点字器が必要と思われる投票所については全て配置し、また、市の施設においては、スロープを設置するなど、投票しやすい環境整備に努めています。	選挙管理委員会 財産管理課

**(4) スポーツ・文化活動への参加促進**

No.	施策	内容	実施状況	関係課
12	スポーツ活動の参加機会の充実	障がいのある人のスポーツニーズに対応するため、体育協会などのスポーツ団体、福祉団体の協力を得ながら、障がい者スポーツ大会の開催などを支援します。	各福祉団体のスポーツ大会の運営支援、県障がい者スポーツ大会への参加支援等を行っています。また、市の身体障害者福祉会や市内の障がい者施設で、県障がい者スポーツ大会への参加を呼びかけ、県障がい者スポーツ大会に平成29年度は約60人の参加がありました。	社会教育課 福祉事務所
13	文化活動の参加機会の充実	文化・芸術活動に参加しやすくなるよう、手話通訳者や要約筆者などによる障がいのある人に対応した教室や講座を開催するよう努めます。図書館においては、大活字本を揃えるなど、障がいに応じた対応に努めます。	市民図書館では、拡大読書器・点字・大活字本の設置や録音図書（テープ）の閲覧・貸出と視覚障がい者へ録音図書を自宅へ郵送する取組を行っています。	社会教育課

**(5) 福祉マンパワーの活用**

No.	施策	内容	実施状況	関係課
14	ホームヘルパー等の確保	ホームヘルパーなどの障がい者福祉に携わる人材の確保と資質向上のために、研修への参加を促進するなどの支援に努めます。	障がい福祉事業関係者向けの研修会等への参加の呼びかけを、市内事業所に行っています。	福祉事務所
15	手話通訳者・要約筆者等の確保	派遣事業を継続して行うとともに、講座などを開催し、手話通訳者・要約筆者の確保に努めます。	手話通訳奉仕員養成事業の委託（県）を行い、手話通訳者の確保に努めるとともに、手話通訳派遣事業を実施しています。	福祉事務所
16	ボランティアに関する情報提供の充実	NPO、ボランティア団体への活動支援を行い、市民活動の場を創出します。ボランティアなどへの参加意欲がある市民に対し、情報の提供や講座の開設などの支援を行います。	ボランティアセンターを通じ、NPOやボランティア団体の活動に対する支援を行っています。	市民協働課 福祉事務所

## 2 自立した生活への支援

### (1) 福祉サービスの充実

No.	施策	内容	実施状況	関係課
17	訪問系サービスの充実	居宅介護をはじめ、障がいのある人が地域で暮らしていく上では、欠かせないサービスであるため、サービスの充実を図り、居宅での生活を支援します。	障がいのある人ができるだけ自立した生活が送れるように、また、住み慣れた地域で安心して暮らせるように福祉サービスによる支援を行っています。 また、相談支援事業者と連携し、アセスメントとモニタリングを行い、利用者本位のサービスが提供できるよう努めています。	福祉事務所
18	日中活動系サービスの充実	障がいのある人の状況に応じて、生活介護や自立訓練などのサービスを提供します。		福祉事務所
19	居住系サービスの充実	障がいのある人が地域で、安心して暮らせる環境整備に努めます。		福祉事務所
20	地域生活支援事業の推進	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などを実施し、障がいのある人や介護者の地域生活を支援します。		福祉事務所
21	家族介護者への支援	短期入所や各在宅介護支援センターとの連携を図り、障がいのある人を介護している家族の負担軽減を進めます。		福祉事務所
22	福祉サービスの質の向上	サービスの量の拡充だけでなく、質の向上も求められることから、事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。	相談支援事業所及びサービス提供事業者との情報交換を行い、利用者の意見集約に努めました。 また、障害者地域支援協議会のあり方を見直し、平成28年度から市内で障害福祉サービスを提供する事業所が参加する協議会の下部組織を設けました。	福祉事務所

### (2) 経済的支援の充実

No.	施策	内容	実施状況	関係課
23	医療費の助成	障がいのある人が必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。	障がいのある人や障がいのある子どもへ医療費の助成を実施しています。 また、窓口相談や手帳交付の際などに制度の説明を実施し、助成を必要とする人が速やかに助成を受けられるよう支援に努めています。	健康保険課 福祉事務所

24	障がいのある子どもへの就学奨励	障がいのある児童・生徒の就学を支援するため、特別支援学級の児童・生徒に対し、就学奨励費や体験活動の充実に努めます。	障がいのある児童・生徒が、小学校中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて扶助を行っています。 また、特別支援学級に在籍する児童及び保護者の交流を図る場として、体験活動等に積極的に参加できる機会を提供し、特別支援教育に対する理解を深めています。	学校教育課
25	各種手当等の支給	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当についての周知を図り、支給を行います。	各種手当制度について、広報紙により制度の周知を図っています。 また、手帳を交付する際に、利用できる各種手当等の説明を行っています。 ・特別児童扶養手当対象者 23人 ・特別障害者手当対象者 18人 ・障害児福祉手当対象者 5人 (平成 29 年 10 月 31 日現在)	福祉事務所
26	交通費の助成	タクシー料金の基本料金を助成し、障がいのある人の外出を支援します。利用者のニーズを把握し、年間利用回数の上限について検討します。	タクシー料金の基本料金を助成し、障がいのある人の外出の支援に努めています。 また、平成 27 年度から対象者の条件を緩和しました。 ・対象者 12 人 (平成 29 年 1 月末現在)	福祉事務所
27	障がいのある人の地域移行	医療機関などとの連携のもと、障がいのある人の地域生活への移行・定着に向け、サービスの充実などを含めた支援を行います。	医療機関や保健師等と連携を図り、対象者の把握に努めています。 また、地域生活への移行・定着の際、必要と思われる障害福祉サービスの積極的な利用の促進を図っています。	福祉事務所
28	えびの市障害者地域支援協議会の開催	市障害者地域支援協議会において、ケース検討会議等を行い、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう具体的な検討を進めます。	ケース検討会議等により、情報の共有やサービス提供の連携を図っています。 また、地域の実情に応じたケースを協議できるよう、運営の見直しを行いました。	福祉事務所

## (3) 権利擁護の推進

No.	施策	内容	実施状況	関係課
29	権利擁護の推進	知的障がい・精神障がいの人など、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用や日常的金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業の推進を図ります。	社会福祉協議会、相談支援事業所やサービス提供事業所との連携を密にして情報収集を図っています。 また、サービス利用等の相談があった際には関係機関を紹介し、相談者が適切な支援を受けられるように努めています。	福祉事務所
30	成年後見制度利用支援事業の推進	障がいのある人の自己決定の尊重と権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度による支援に努めます。	平成27年度に1件、平成28年度に1件、成年後見制度の利用がありました。 また、「成年後見ネットワーク西諸」で西諸管内の関係機関との連携を図っています。	福祉事務所
31	虐待防止に向けた取組の充実	福祉事務所内に設置している「えびの市障害者虐待防止センター」において引続き、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応、継続した支援を行います。 児童については、要保護児童対策地域協議会における研修の実施と、関係機関との連携を強化した支援体制づくりを推進します。	虐待の疑いがある事案に対しては、関係機関と協力し、訪問・聞き取りを行うなど、速やかな対応を行っています。 また、教育・保育施設と連携を図り、障がいのある児童の特性に応じた支援につなげています。しかし、要保護児童対策地域協議会における研修の実施には至っていない状況です。	介護保険課 福祉事務所

**(4) 相談支援体制の充実**

No.	施策	内容	実施状況	関係課
32	身近な相談員による相談体制の充実	市民に対して身近な相談窓口である民生委員児童委員・身体障害者相談員の相談体制の充実を図るとともに、「心配ごと相談」などの各種相談を実施します。	民生委員・児童委員を通して、各種福祉サービスの照会・申請について相談がある状況です。 また、身体障害者相談員を6名委嘱しており、障がいのある当事者として各種相談の窓口となっ ていただき、身近な相談体制の充実に努めています。	福祉事務所
33	専門機関等との連携	円滑な相談支援を実施するため、児童相談所、障害者相談支援センター、保健所などとの連携を図ります。	障がいのある人や障がいのある子どもに関する相談、サービス利用申請等に速やかに対応するため、関係機関との連携を図っています。	福祉事務所
34	相談支援センターの周知	障がいのある人への総合的な相談や権利擁護のために必要な支援に対応できる体制として、現在、「そうだんサポートセンターあさひ」に委託しており、今後も、障がい者（児）の相談・支援に対応するためセンターの周知に努めます。	障がいのある人、障がいのある子ども、その家族からの相談に対して、総合的に対応できる事業所に相談支援業務を委託しています。 また、相談支援センターの利用促進につながるよう、広報紙等により周知を図りました。	福祉事務所

**(5) 防災・防犯対策の充実**

No.	施策	内容	実施状況	関係課
35	防災情報の提供体制の整備	防災に関する情報を障がいのある人に的確に伝えるため、自主防災組織との連携を図り、情報を直接伝達できる体制を整備します。	自治会や地域運営協議会において連絡体制の構築に取り組んでいる一方、災害時の情報伝達手段の多重化を図るため、県災害対策支援情報システムによる字幕スーパーでの情報提供や防災情報を自宅の固定電話等で知らせる緊急通報サービスを導入しています。	基地・防災対策課
36	災害時要援護者避難支援体制の整備	災害時要援護者避難支援については、地域福祉推進会議において、災害時要援護者のリストアップを行い、避難支援協力者を登録しているが、今後も、地域福祉推進会議等を通じて、安否確認や避難支援が行えるよう体制の整備を進めていきます。	地域福祉推進会議の中で、避難行動要支援者の見守り体制の整備や避難支援協力員の更新など、地域主体の見守り活動への取組を推進しています。（※平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により「災害時要援護者」の名称が「避難行動要支援者」になる。） 民生委員・児童委員による調査を行い、平成28年度末時点の要支援者は、1,043人となっています。	基地・防災対策課 介護保険課 福祉事務所

37	災害時における医療体制の整備	えびの市災害対策本部の医療対策部を中心に、地域の医師会や消防署、警察などと連携を図り、地域における災害時の医療体制の整備・充実を図ります。	市立病院では、災害時情報伝達訓練及び避難誘導訓練を年2回実施しています。そのうち1回は、高齢者や聴覚障がい者の避難行動要支援者に対する支援対策訓練・救護訓練を実施しています。 また、救急医療収容施設としての目的を果たすため、身障者トイレを改修設置しました。	健康保険課 市立病院
38	障がいのある人に配慮した避難所の整備	避難所において、間仕切りなどのプライバシーを保護できる資機材の確保に努めます。また、福祉避難所として利用可能な施設を調査し、指定できるよう関係者と協議を進めます。	避難所における資機材の整備については、年次計画により整備しているほか、にしもろ定住自立圏共生ビジョンの広域備蓄体制において、組み立てトイレ、間仕切りセット等の整備を進めています。 また、福祉避難所として、市の施設を3箇所指定するとともに、社会福祉法人施設の5箇所と協定を結び、社会福祉協議会において福祉避難所で必要な物資等の確保に努めています。	基地・防災対策課 福祉事務所
39	防犯対策の啓発、防犯活動	定期的いえびの市安全なまちづくり推進協議会を開催し、関係機関、防犯団体との連携強化を図ります。防犯ボランティアの新規結成や自治会活動を促進し、防犯活動の推進に努めます。	えびの市安全なまちづくり推進協議会において、関係機関と防犯対策・現状について情報共有を図り、防犯活動の推進に努めています。	基地・防災対策課
40	防災対策の啓発	市内の各地区において図上訓練等を開催し、自主防災組織の設立に向けた研修を行い、防災についての啓発を行います。	自治会や地域運営協議会において、防災講座・図上訓練等の防災に対する取り組みが行われています。 平成28年度実績は、防災講座が5自治会と5団体、図上訓練が1自治会と2団体、避難訓練等が3自治会と5団体となっています。	基地・防災対策課 福祉事務所

(6) 安全・快適な公共施設等の整備

No.	施策	内容	実施状況	関係課
41	公園、道路等のバリアフリー化の推進	都市公園、道路などの改修や整備時には、障がいのある人に配慮したものとなるよう、バリアフリー化を進めます。	バリアフリー化が必要な道路（特定道路）については、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、整備する際の構造基準を条例で定めています。	社会教育課 財産管理課 建設課 観光商工課
42	公共交通機関のバリアフリー化の推進	コミュニティバスなどの公共交通機関について、障がいのある人が利用しやすいように利便性・安全性の向上に努めます。	京町待合所～小林バスセンターの路線で運行している路線バスは、8台中5台がノンステップ化され、引き続き運行しています。 タクシーについては、市内事業者で福祉タクシーを運行するNPOが新しく設立され、予約制ではありますが、車椅子に対応できる車両が1台完備されました。これについて、タクシー利用料金助成事業のタクシー券も利用できるように調整しました。	企画課
43	施設のバリアフリー化の推進	施設等の整備時には、「バリアフリー新法」や「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、バリアフリー化に努めます。	真幸地区コミュニティセンター新設に伴い、多目的トイレ設置やバリアフリー化等、障がいのある人も利用しやすい環境の整備に努めました。 福祉事務所が管理している施設（老人福祉センター及び高齢者交流プラザ）については、一部、推進されています。 また、各体育館への身障者用トイレの設置、設備の充実を図っていますが、まだ十分とはいえない状況があります。	市民協働課 社会教育課 財産管理課 観光商工課 介護保険課 福祉事務所

### 3 保健・医療体制の充実

#### (1) 心と体の健康保持

No.	施策	内容	実施状況	関係課
44	就学前における支援体制の充実	発育・発達について、指導・助言のできる人材を確保し、「3ヶ月児健診」や「1歳6ヶ月児健診」「3歳児健診」などの定期健診の充実に努めます。また、保育園等との連携を図り、切れ目のない支援を行います。	乳幼児健康診査及び乳児健康相談では、個別相談・指導助言を行うとともに、健診後のカンファレンスで保育園・幼稚園と連携をとる必要があると判定された子どもについては、2か月に1回の保育園等の定期訪問時に連携を図っています。支援が必要と思われる対象者には、障害福祉サービスの利用を促進しています。 また、教育委員会主催の教育支援委員会で情報提供を行い、支援が必要な子どもの支援の連携を図っています。	健康保険課 福祉事務所
45	各種健診・予防接種の実施	妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診、予防接種を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。	妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診、予防接種を実施しており、フォローが必要な場合は、医療機関をはじめ、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施しています。	健康保険課
46	肢体不自由児への支援	肢体不自由児に対し、相談支援を行い、本人の生活環境の改善や家族介護者の負担軽減などにつなげます。	母子保健事業等で把握した肢体不自由児について、訪問看護や相談支援事業所及びサービス提供事業所等と連携を図りながら、障がい児通所支援サービスの利用につなげています。	健康保険課 介護保険課 福祉事務所
47	精神保健対策の充実	幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。医療が必要な場合は医療機関につなげていきます。	心の健康に関する内容の相談や自殺リスクの高い人からの相談など、幅広い相談があり、適宜関係機関と連携を図りながら支援を行っています。 また、自治会等で行なわれている百歳体操の場で、こころの健康についての講話を実施しています。 市内の理美容店に、うつ病の早期発見のためのポスター掲示、パンフレット配布、相談窓口カードの配布等を依頼しています。	健康保険課 介護保険課 福祉事務所

(2) 医療体制の充実

No.	施策	内容	実施状況	関係課
48	歯科治療の受診 機会の確保	障がいのある人の歯科治療に対する理解を深めるとともに、歯科治療の受診については、小林えびの西諸歯科医師会との連携に努めます。	職員が障がいのある人の歯科治療に対する理解を深めるとともに歯科医に相談し、治療に繋げるようにしています。	健康保険課 福祉事務所
49	救急医療体制の 充実	西諸医師会、えびの市医師団との連携を密にし、在宅医当番制度、救急医療体制の充実を図ります。	西諸医師会と連携をとり、在宅医当番医制度、救急医療体制の整備に必要な支援を行っています。 また、県が平成 24 年に運用を開始したドクターヘリの運航に係る経費の負担も行っています。	健康保険課

## 4 保育・幼育・教育体制の充実

### (1) 就学前児童への支援

No.	施策	内容	実施状況	関係課
50	保育士等への研修の実施	近隣の特別支援学校と協働し、研修などを行い、保育士などの専門的知識の習得を図ります。	教育・保育施設の職員等を対象に、合同研修会を開催し、現場で抱える問題に適切に対応するため、知識の向上に努めています。	福祉事務所
51	発達障がい児への支援	保育園と県や市の関係機関との連携を強化し、発達障がいの早期発見、早期支援に努めます。	全保育園等を定期訪問し、連携を強化するとともに、気になる子どもへの支援を行い、発達障がいの早期発見・早期支援につなげています。また、えびの・小林の未就学児が通所する障がい児通所支援施設の施設見学や通所支援の情報交換を実施しています。さらに、発達障がいと考えられるが受診につながらないケースについて、早期に療育につながるよう相談・支援を行っています。 就学前幼児に関して、就学相談の実施や市内の保育園、幼稚園、認定こども園や各関係機関と入学前に情報交換を行い、発達障がいの早期発見、早期支援に努めています。また、子どもの成長を記録する「すくすくりレーファイル」を保護者に利用してもらい、子どもの成長や状態を、家庭と園、学校が情報を共有し、きめ細かな支援に努めます。	健康保険課 学校教育課 福祉事務所
52	多様な保育サービスの充実	個々の状況にあった支援ができるよう、受け入れ園のバリアフリー化や保育士の特別支援保育にかかる質の向上を図り、柔軟な受け入れ体制の整備に努めます。	障がいのある子どもの受け入れ施設でのバリアフリー化については、施設整備により少しずつ整備されてきている状況です。受け入れ体制については、子どもの障がいの状況も個々で異なりますが、おおむね対応することができています。	福祉事務所
53	相談支援体制の充実	県や市の各相談窓口の周知を図るとともに、保育士、保健師などによる身近な支援者として相談支援を行います。また、就学前の子どもに対しては「就学前ことばの教室」での相談など、関係機関の連携を強化し相談支援の充実を図ります。	県や市の各相談窓口の周知を図るとともに、保育士、保健師等が身近な支援者として相談支援を行っています。 「えびの市就学前ことばの教室」において相談を行い、就学前の言語の発達に対する相談支援体制の充実を図っています。	学校教育課 健康保険課 福祉事務所

54	保護者への子育て支援	障がいのある子どもの保護者に対し、諸学習の場の提供や、保護者同士の交流・活動を促進し、育児への不安や悩みを解消するとともに、精神的負担の軽減が図られるよう、保護者への子育て支援に努めます。	家庭訪問や乳幼児健康診査等で保護者の不安や悩みを聴き、精神的負担が軽くなるような支援に努めています。また、家庭相談員や相談支援事業での対応により、育児への不安や悩みの解消、精神的負担軽減を図っています。	健康保険課 福祉事務所
55	保育園等訪問支援	保育園に通っている障がいのある子どもに対し、訪問指導を実施するなどきめ細かな、支援体制に努めます。	家庭相談員が関係機関と連携し、定期的に教育・保育施設等を訪問し、障がいのある子どもに対して、必要な支援を行っています。	福祉事務所

(2) 学校教育の充実

No.	施策	内容	実施状況	関係課
56	特別支援教育の充実	関係機関、特別支援学校と連携を図り、支援の必要な子どもに対する適切な教育や支援を進めます。	年2回開催する教育支援委員会において、関係機関と連携しながら、支援に必要な子どもに対する教育支援について審議しています。また、教育や支援方法についてサポート情報を共有し、きめ細かな対応ができる環境を学校に繋いでいます。	学校教育課
57	教育上の相互理解	障がいについての理解を深めるため、小学校において、障がい児通所施設や特別支援学校との交流を積極的に進めます。	全ての学校で交流活動を行っている状況ではありませんが、学校によっては、特別支援学校に在籍している児童との交流を行っています。	学校教育課
58	学校施設、設備の改善	新たな学校施設の整備は、児童・生徒の利用・移動ニーズを考慮し、計画的に実施するとともに、既存施設のバリアフリー化についても「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき整備を検討していきます。	発達、障がいの状態や特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮を行っています。 また、障がいのある子どもの入学等に対応して、施設の整備やバリアフリー化を行っています。	学校教育課
59	教員の専門性の向上	教員の資質向上のため、研修の充実を図るとともに、特別支援教育支援員の確保に努めます。	西諸県地区のエリアサポート研修会への教職員の参加について校長会等を通じて積極的に促しています。 インクルーシブ教育の推進を図り、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り共に学べる授業を取り入れています。	学校教育課

60	放課後等の居場所づくり	障がいのある子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所として、日中一時支援事業の充実を図るとともに、療育の場として放課後等デイサービスなどの充実に努めます。	放課後等デイサービスの新規申請から利用につながる件数は増加傾向にあります。保護者の関心も高く、療育の場としての認識が高まっています。	福祉事務所
----	-------------	---	--	-------

**(3) 切れ目のない支援体制の整備**

No.	施策	内容	実施状況	関係課
61	就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築	福祉関係機関及び教育関係機関などが連携し、就学前、保育園、学校を中心とし、就学前から卒業、就労に至るまで、切れ目のない支援が行えるような体制整備に努めます。	就学前幼児に関する事前調査を行い、各関係機関との情報共有を図り滑らかな就学ができるよう、学校間等が連携して一貫したきめ細かな支援体制を整えています。 支援が必要な子どもについては、関係課、関係機関と連携し切れ目のない支援を行っています。	健康保険課 学校教育課 福祉事務所
62	児童発達支援事業の実施に向けた体制づくり	身近な療育の場として、障がいのある子どもに基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業が実施できる体制の整備に努めます。	家庭相談員、保健師、相談支援事業所と連携を図り、療育を希望する児童にサービスの提供ができるように努めています。	福祉事務所

## 5 雇用支援と就労支援

### (1) 雇用に向けた支援の充実

No.	施策	内容	実施状況	関係課
63	企業等における理解の促進	広報紙やパンフレットなどを通じて法定雇用率などの周知を図るとともに、障がい者雇用についての理解促進を図ります。	<p>企業に法定雇用率の周知を図り、障がいのある人の雇用状況調査及び雇用率の把握を行うとともに、ハローワークとの連携により雇用支援を行っています。また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の理解促進を図るため、企業にパンフレットを配布しました。</p> <p>なお、平成29年6月1日における本市の障がい者雇用状況は、実雇用率2.26%となっています。</p> <p>障がい者就労施設からの物品調達の実績は、平成29年3月31日現在で3件、1,367,480円となっています。</p>	総務課 観光商工課 福祉事務所

### (2) 多様な働き方への支援

No.	施策	内容	実施状況	関係課
64	障がい者就労支援事業の活用	働く意欲があっても就労に結びつかない障がいのある人を支援するため、ハローワークなどの関係機関と連携を密にし、情報提供に努め就労に結びつくよう更なる充実を図ります。	障害者雇用連絡会議及びハローワーク等の関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向け、情報の共有化や合同説明会など、各種事業の周知に努めています。	福祉事務所
65	一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行に向けて、基礎的な訓練や、事業所や企業における作業実習、適性に応じた職場探し、就労後の支援など、一般就労に向けた支援を行います。	障がいのある人が地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」を図るため、福祉施設から一般就労への移行に向けた支援に努めています。	福祉事務所
66	福祉的就労の充実	障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、工賃の確保も視野に入れながら、ニーズにあった創作活動、生産活動の機会を提供し、活動の充実を支援します。	ニーズにあった創作活動、生産活動の機会の提供や活動充実の支援に努めています。	福祉事務所

## 第4章 本市の課題・今後の方向性

### 1 本市の課題

#### (1) 理解と交流の促進

- ・制度改正等に伴い、申請が煩雑になり、障がいのある人などが不利益にならないよう、正確な情報の発信が必要です。
- ・障害福祉サービスの制度やサービス内容について、障がいのある人や介助者への情報提供が必要です。
- ・発達障がいの早期発見・早期支援を図るため、保護者や支援者の正しい知識や理解を深めていく必要があります。
- ・精神に障がいのある人への理解や受け入れ体制が十分でない状況にあるため、地域への正しい知識や理解を深めていく必要があります。
- ・ボランティア活動の参加者が少ない状況にあります。また、障がいのある人が参加できるボランティア内容の検討が必要です。
- ・手話通訳者・要約筆記者等の確保、支援が必要です。

#### (2) 自立した生活への支援

- ・障害福祉サービス提供事業所が少ないという地域の実情があります。
- ・介助者の高齢化が懸念される中、親亡き後の支援体制を整備する必要があります。
- ・経済的・身体的虐待が疑われる場合など、速やかに支援につなげられるよう、関係機関との連携をさらに強化する必要があります。
- ・ニーズ調査結果では、暮らしやすいまちづくりのために必要なこととして、「相談体制の充実」と回答した方が最も多くなっています。また、相談支援事業の利用促進のため、相談支援センターの周知を図っていく必要があります。
- ・ニーズ調査結果では、2割以上の方が災害時に一人で避難できないと回答しています。避難行動要支援者への取組の充実が求められます。
- ・ニーズ調査結果では、災害時の困りごととして約3割の方が「避難場所の設備や生活環境が不安」と回答しています。避難所の整備の推進が求められます。
- ・ニーズ結果では、外出する時の困りごととして、「公共交通機関が少ない(ない)」と回答した方が最も多くなっています。障がいのある人にとって外出しやすい環境が求められます。

### (3) 保健・医療体制の充実

- ・ 健診結果から支援が必要であると思われる子どもに対して、保護者の理解が得られず支援に結びつかないことがあります。
- ・ 精神に障がいのある人の相談内容は健康問題だけでなく、経済面、人間関係、勤務問題など多岐にわたるため、関係課や関係機関との連携が必要です。
- ・ ニーズ調査結果では、災害時の困りごととして、「投薬や治療が受けられない」と回答した方が最も多くなっています。災害時や緊急時にも対応可能な医療体制の確保が求められます。

### (4) 保育・幼育・教育体制の充実

- ・ 保護者調査結果では、暮らしやすいまちづくりのために必要なこととして、「保健福祉の専門的な人材育成と資質向上」、「相談体制の充実」と回答した方が4割を超えています。専門的な人材の育成や保育士・教員の専門的知識の習得、相談体制の充実が求められます。
- ・ 保護者調査結果では、保育所・学校等に望むこととして、「子どもの能力や障害の状態に適した指導」と回答した方が最も多くなっています。一人ひとりの能力や特性に合わせた保育・幼育・教育が求められます。
- ・ 就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築については、医療・保健・福祉・教育等の関係機関で情報が共有化され、継続的・総合的に支援が行われるよう、機能の拡充が求められます。

### (5) 雇用支援と就労支援

- ・ ニーズ調査結果では、障がいのある人の就労支援のために必要なこととして、「職場の障害者理解」や「職場の上司や同僚に障害の理解があること」と回答した方がともに3割を超えています。障がいのある人にとって働きやすい職場環境づくりが求められます。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために、障害者就労施設等の提供する物品等の需要増進を図ることが必要です。
- ・ 障がいのある人の雇用促進に向け、関係機関と連携し、情報の共有化や合同説明会など、各種事業の周知を図る必要があります。
- ・ 障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、ニーズにあった創作活動、生産活動の機会の提供や活動充実のための支援が求められます。

## 2 今後の方向性

### (1) 社会参加及び自立支援の推進

障がいの有無にかかわらず、住民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指して、障がいのある人の自立と社会参加等を推進します。

### (2) 障害福祉サービス、障がい児支援事業の充実

障がいのある人の居宅生活を支援するサービスや日中活動の場、住まいの場等を提供する介護給付や訓練等給付、自立支援医療、地域生活支援事業等、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実を図ります。

また、発達障がい相談、生活習慣等の子どもに関する相談体制を整えるとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、児童福祉法に基づく障がい児支援事業の充実を図ります。

### (3) 地域生活への支援

障がいのある人やその家族、介助者等からの相談をはじめ、虐待や権利擁護等に適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

また、在宅で生活する障がいのある人のいる世帯の住宅改修の支援、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

### (4) インクルーシブ教育システムの構築

全ての学校における特別支援教育の充実を通じて、障がいのある子どもへの配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるとともに、個々の子どもの教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、包容する仕組みの整備を推進します。



## 第5章 基本理念・基本的視点

### 1 基本理念

障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように障がいに関する理解の促進や障がいのある人との交流の場づくりなど、周囲の理解と支援を充実していくことが必要です。また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除くために必要な便宜を行う、合理的配慮が提供されることが求められています。

「第5次えびの市総合計画」に示す「みんなのかおが見える“協働と福祉のまちづくり”」を推進するため、「障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり」を目指し、「第5期えびの市障がい者計画」の基本理念を第4期計画から継承し、以下のとおり定めます。

#### 【基本理念】

「一人ひとりが互いに尊重し合う  
思いやりのあるまちにしましょう」

### 2 基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す7つの基本的視点のもとに施策の展開を図ります。

#### 【基本的視点】

- (1) 障がいを理由とする差別の禁止
- (2) 地域社会における共生等
- (3) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (4) 当事者本位の総合的な支援
- (5) 障がい特性等に配慮した支援
- (6) アクセシビリティの向上
- (7) 総合的かつ計画的な取組の推進

### **(1) 障がいを理由とする差別の禁止**

障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、障がい者団体等との連携を図りながら、市民や事業者・事業主の理解の下、障がいを理由とする差別の解消を図ります。

### **(2) 地域社会における共生等**

すべての障がいのある人は、障がいのない人と平等に、基本的人権を享受する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。このことを前提に、市民一人ひとりが障がいについて理解を深めることを推進するとともに、障がい者施策の実施を図ります。

### **(3) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援**

障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障がいのある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、障がいのある人の意思決定を支援するとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### **(4) 当事者本位の総合的な支援**

障がいのある人がライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野と連携を図り、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

### **(5) 障がい特性等に配慮した支援**

性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、施策を実施します。

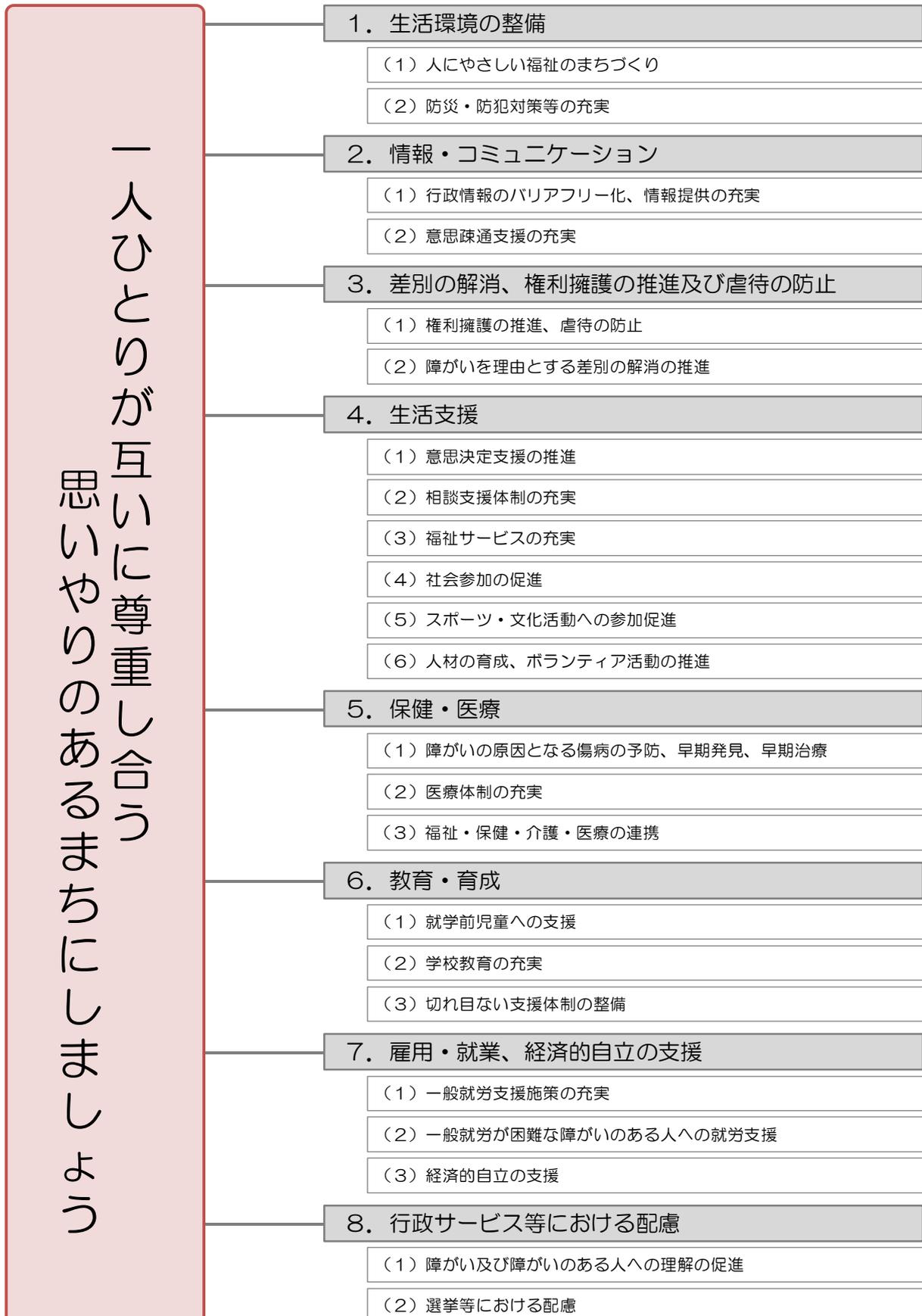
### **(6) アクセシビリティの向上**

障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるよう、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を進め、アクセシビリティの向上を図ります。

### **(7) 総合的かつ計画的な取組の推進**

障がいのある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な連携及び役割分担の下、障がい者施策を実施します。

### 3 施策の体系





## 第6章 施策の展開

### 1 生活環境の整備

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障がいのある人が安心して生活できる公共的施設等のバリアフリー化を推進するとともに、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を推進します。

また、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する正しい理解や認識、関心を深めていけるよう、啓発・広報活動を推進します。

#### (1) 人にやさしい福祉のまちづくり

広報による障がいに関する情報提供やイベント等の機会における啓発等を行い、市民の理解促進を図るとともに、学校や関係機関の教育活動を通じた障がいや障がいのある人に対する理解を深める人権・福祉教育を推進します。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備を推進するとともに、地域生活移行や保護者の高齢化等を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、居住場所の確保に努めます。

No.	施策	内容	関係課
1	広報・啓発活動の充実	<p>広報紙、市ホームページ等の活用や民生委員・児童委員、障がい者団体等と連携した広報活動により、市民の理解を深めるための啓発活動に努めます。</p> <p>また、人権に関する学習機会の提供や、人権擁護委員との連携による、人権週間期間中の街頭啓発活動など、障がいへの理解を深めるための啓発活動を実施します。</p>	総務課 福祉事務所
2	発達障がいへの理解の促進	<p>発達障がいのある子どもの特性を理解し、特性に応じた適切な支援・早期療育につながるよう、広報紙やパンフレット等を通じて情報提供を行い、知識の普及と理解促進を図ります。</p>	健康保険課 学校教育課 福祉事務所
3	学校における福祉教育の推進	<p>社会福祉協議会と学校とが連携し、点字や手話、車イス体験等の各種教室を開催し、子どもたちの福祉体験の充実を図ります。</p> <p>また、総合的な学習の時間等の中で、発達段階に応じた福祉教育を推進します。</p>	学校教育課
4	精神保健福祉に関する知識の普及・啓発	<p>精神保健福祉についての知識・理解を深めるために、関係機関と連携して西諸地域精神障がい者文化交流会を開催するとともに広報紙等による啓発活動に努めます。</p>	健康保険課 福祉事務所

5	公園、道路等のバリアフリー化の推進	都市公園、道路等の改修や整備時においては、障がいのある人に配慮したものとなるよう、バリアフリー化に努めるとともに、誰でも利用しやすい公園や道路の改修、整備を行い、利便性・安全性の向上に努めます。	社会教育課 財産管理課 建設課 観光商工課
6	公共交通機関のバリアフリー化の推進	路線バス等の公共交通機関について、障がいのある人が利用しやすいように利便性・安全性の向上の推進に努めます。	企画課
7	公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設の整備時においては、宮崎県が制定した「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化に努めます。	市民協働課 社会教育課 財産管理課 観光商工課 福祉事務所
8	知的・精神障がい者等の居住の確保	障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、グループホームの開設に対して支援します。	福祉事務所

## (2) 防災・防犯対策等の充実

障がいのある人が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を推進します。

No.	施策	内容	関係課
9	防災情報の提供体制の整備	防災に関する情報を障がいのある人に的確に伝えるため、自主防災組織との連携を図り、情報を直接伝達できる体制を整備します。 また、宮崎県防災・防犯情報メールサービスの利用促進を図ります。	基地・防災対策課
10	避難行動要支援体制の充実	災害等の緊急時に安否確認や避難支援が適切に行えるよう、地域福祉推進会議において、避難行動要支援者と避難支援協力者の更新と情報共有を図り、体制の充実に努めます。	基地・防災対策課 福祉事務所
11	災害時における医療機関との連携	えびの市災害対策本部の医療対策部を中心に、地域の医師会や消防署、警察等の関係機関と連携を図り、地域における災害時の医療体制を確保します。	健康保険課 市立病院
12	障がいのある人に配慮した避難所の整備	福祉避難所の周知を図るとともに、避難所において、間仕切り等のプライバシーを保護できる資機材の確保に努めます。 また、特別な配慮を必要とする人が安心して生活を送れるよう、福祉避難所の確保と協定締結した法人との連携に努めます。	基地・防災対策課 福祉事務所

13	防犯対策の啓発、防犯活動	えびの市安全なまちづくり推進協議会において、関係機関、防犯団体との情報共有・連携強化を図るとともに、地域における防犯に対する意識を高め、防犯活動の推進に努めます。	基地・防災対策課
14	防災対策の啓発	出前講座等により市内の各自治会等において図上訓練等を開催し、防災についての啓発を行い、地域住民が平時からお互いに協力し自助・共助を目的とする自主防災組織の充実に努めます。	基地・防災対策課 福祉事務所
15	消費者トラブルの防止と支援	消費者トラブルの情報や防止策等の情報周知に努め、消費者としての利益を守れるよう消費生活に関する相談体制等の充実に努めます。	市民環境課

## 2 情報・コミュニケーション

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

### （1）行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示を行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

No.	施策	内容	関係課
16	情報提供体制の充実	広報紙、市ホームページ等の活用により、障がいのある人や介助者等に対し、福祉サービスの制度・内容等について、わかりやすい情報提供ができる体制の充実に努めます。	企画課 福祉事務所

### （2）意思疎通支援の充実

聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。また、障がいのある人が必要な支援や配慮を受けられるよう、障がいのある人に関するマークの周知を図ります。

No.	施策	内容	関係課
17	手話通訳者・要約筆記者等の確保	手話通訳者派遣事業については、制度の周知等を図るとともに、講座等を開催し、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。	福祉事務所
18	障がいのある人に関するマーク等の周知	意思疎通に困難を抱えている等、外見では分かりにくい障がいのある人が、必要な支援や配慮を受けられるよう、絵記号や障がいのある人に関するマーク等の周知を図ります。	福祉事務所
19	手話言語条例の制定	共生社会の実現に向けて、手話が言語であるとの認識に基づき日常生活及び社会生活を営むために、他人との意思疎通、意思表示を図る手段として手話言語条例の制定に取り組みます。	福祉事務所

### 3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組めます。

また、障害者虐待防止法に基づく障がいのある人への虐待防止等、障がいのある人の権利擁護のための取組を推進します。

#### (1) 権利擁護の推進、虐待の防止

障がいのある人の日常生活における権利が損なわれないよう、権利擁護や成年後見制度を推進します。また、障がいのある人への虐待の未然防止や早期発見等の取組を一層推進します。

No.	施策	内容	関係課
20	権利擁護の推進	知的障がいや精神障がい等の理由で判断能力やコミュニケーションが不十分な人が、住み慣れた地域で安心した生活を続けるために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理の支援、相談等を行う成年後見制度の推進に努めます。	福祉事務所
21	虐待防止に向けた取組の充実	相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。 また、児童については、要保護児童対策地域協議会における研修の実施と、関係機関との連携を強化した支援体制づくりを推進します。	介護保険課 福祉事務所

#### (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

日常生活及び社会生活全般に係る分野における差別の禁止や合理的配慮の提供に向け、障害者差別解消法の内容について周知・啓発を行います。また、障がいのある人及びその家族からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じることができるよう、必要な体制の整備を図ります。

No.	施策	内容	関係課
22	障害者差別解消法の周知	広く市民に対して障害者差別解消法の趣旨・目的等の周知及び啓発を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	福祉事務所
23	差別に関する相談体制の充実	障がいのある人及びその家族からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じることができるよう必要な体制の充実を図ります。	総務課 福祉事務所
24	差別に関する連携体制の充実	障がいのある人に対する差別やその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等の連携体制の充実を図ります。	福祉事務所

## 4 生活支援

障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの障がいのある人のニーズ・実態に応じた相談支援体制及び障害福祉サービス等の量的・質的充実を図ります。

また、障がいのある人が安心して自由に意思表示ができるように支援します。

### (1) 意思決定支援の推進

平成29年3月に国から示された「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、障がいのある人の意思決定支援のより一層の充実を図ります。

No.	施策	内容	関係課
25	意思決定のための支援	障がいのある人の意思確認ができるよう、あらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示ができるように支援します。 また、意思決定支援推進のため、家族や成年後見人、事業者等との連携強化を図ります。	福祉事務所
26	意思決定支援体制の促進	自己決定や意思決定が困難な障がいのある人を支援するため、関係者間で、本人の日常生活や福祉サービスでの表情、感情、行動に関する記録等の情報に加え、これまでの生活史、人間関係等の様々な情報を共有し、本人の意思及び選考を推定する体制の促進を図ります。	福祉事務所

### (2) 相談支援体制の充実

障がいのある人の様々な相談に対応できるよう、専門機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員等の協力により、身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

No.	施策	内容	関係課
27	身近な相談員による相談体制の充実	地域における身近な相談者である民生委員・児童委員や身体障害者相談員の相談体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会と連携して「心配ごと相談」等の各種相談を実施します。	福祉事務所
28	専門機関等との連携	円滑な相談支援を実施するため、児童相談所、保健所等の関係機関との連携を図ります。 また、障害者自立支援協議会において、多種多様な相談の対応に努めます。	福祉事務所
29	相談支援センターの周知	地域で暮らす障がい者のある人やその家族の持つさまざまな不安や心配事に対する相談・支援を行っている「そうだんサポートセンターあさひ」の周知及び利用促進に努めます。	福祉事務所

**(3) 福祉サービスの充実**

障がいのある人の地域生活・在宅生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス等の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

No.	施策	内容	関係課
30	訪問系サービスの充実	障がいのある人が、障がい者の適性に応じて、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、重度訪問介護等のサービスにより介護や家事援助等の支援を図ります。	福祉事務所
31	日中活動系サービスの充実	障がいのある人の状況に応じて、主に日中において通所等による生活介護や自立訓練等のサービスを提供します。	福祉事務所
32	居住系サービスの充実	障がいのある人が、主に夜間において施設や共同生活を行う住居に必要な援助を提供します。	福祉事務所
33	地域生活支援事業の推進	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業等を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援します。	福祉事務所
34	家族介護者への支援	短期入所や各在宅介護支援センターとの連携を図り、障がいのある人を介護している家族の負担軽減に努めます。	福祉事務所
35	福祉サービスの質の向上	利用者本位のサービスが提供され、障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。	福祉事務所

**(4) 社会参加の促進**

障がいのある人が「生きがい」や「やりがい」を感じて暮らすことができるよう、関係機関と連携し、地域交流や地域行事への参加の促進を図ります。

No.	施策	内容	関係課
36	地域交流の促進	障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動事業等により地域交流を促進します。	市民協働課 福祉事務所
37	地域行事への参加促進	障がいのある人がより参加しやすいイベント内容を計画し、出展のスペースの確保等に努め、参加の促進を図ります。	市民協働課 観光商工課 社会教育課 福祉事務所

### (5) スポーツ・文化活動への参加促進

潤い豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動等への参加を促進し、障がいのある人の地域の中での生きがいを支援します。

No.	施策	内容	関係課
38	スポーツ活動の参加機会の充実	県障がい者スポーツ大会への参加を支援するとともに、障がいのある人のスポーツニーズに対応するため、レクリエーション協会等と連携し、障がい者スポーツ大会の開催等を支援します。	社会教育課 福祉事務所
39	文化活動の参加機会の充実	障がいのある人が、文化・芸術活動に参加しやすくなるように関係団体等と連携し、手話通訳者や要約筆記者等による障がいのある人に対応した教室や講座の開催に努めます。 また、図書館においては、大活字本を揃えるなど、障がいに応じた対応に努めます。	社会教育課

### (6) 人材の育成、ボランティア活動の推進

サービス等の担い手である福祉に関わるマンパワーの確保と活用、障がい者団体・ボランティア団体の活動支援を行い、障がいのある人の多様化するニーズに対応します。

No.	施策	内容	関係課
40	ホームヘルパー等の確保	ホームヘルパー等の障がい者福祉に携わる人材の確保と資質向上のために、研修への参加を促進するなどの支援に努めます。	福祉事務所
41	ボランティア活動への参加の促進	社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成及びボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティア活動への参加の促進に努めます。	市民協働課 福祉事務所
42	ボランティアに関する情報提供の充実	ボランティアセンターを拠点として、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、福祉教育の支援等を行い、講座等の情報提供の充実に努めます。	市民協働課 福祉事務所

## 5 保健・医療

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの疾病を予防するとともに、疾病を早期に発見して適切な治療を行うなど、障がいのある人がきめ細やかな保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを推進します。

### (1) 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療

障がいの早期発見・予防・支援のため、乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康に関する取組を進めます。

No.	施策	内容	関係課
43	就学前における支援体制の充実	乳幼児健診等を通して、療育の必要な児童を早期に発見し、早期に療育につなげられるよう、定期健診の充実に努めます。 また、児童発達支援センター及び保育園等の関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行います。	健康保険課 福祉事務所
44	各種検（健）診等の実施	障がいの発生の原因となる疾病等の予防や病気の早期発見・早期治療につなげるため、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種検（健）診等を実施します。 また、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。	健康保険課
45	精神保健対策の充実	障がいの状況に応じて、心の健康づくり等の幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。 また、医療が必要な場合は、医療機関等と連携を図ります。	健康保険課 福祉事務所

### (2) 医療体制の充実

障がいのある人が、身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関と連携を図り、医療体制の充実を図ります。

No.	施策	内容	関係課
46	歯科治療に関する情報提供	障がいのある人が安心して歯の治療を受けられるよう、関係機関等と連携し、専門の歯科医等の情報提供を図ります。	健康保険課 福祉事務所
47	救急医療体制の充実	疾病等による障がい発生の予防・軽減のため、医師会や関係機関等と連携し、救急医療体制の充実を図ります。	健康保険課

**(3) 福祉・保健・介護・医療の連携**

地域社会において障がいのある人が安心して生活を送るため、行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強化を図ります。また、障害者総合支援法の改正により、平成27年度から障害福祉サービスを利用するに当たり、サービス等利用計画案の作成が義務付けられたため、福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するよう、計画相談の質の向上を図ります。

No.	施策	内容	関係課
48	関係機関等との連携強化	地域社会において障がいのある人が、安心して生活を送れるよう、障害者自立支援協議会等を活用して、行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強化を図ります。	福祉事務所
49	計画相談の質の向上	福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するため、障がいのある人を対象とする計画相談（ケアマネジメント）の質の向上を図ります。	福祉事務所

## 6 教育・育成

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢、能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない子どもと共に受けることができる仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築を目指し、障がいのある子どもの保育・幼児・教育の充実を図ります。

### (1) 就学前児童への支援

障がいのある子どもが、身近な地域で保育を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、保育の充実を図ります。

No.	施策	内容	関係課
50	保育士等への研修の実施	障がいのある子どもの能力や可能性を最大限引き出せるよう、研修等を行い、保育士等の専門的な知識の習得と資質向上を図ります。	福祉事務所
51	発達障がい児への支援	保育園と県や市の関係機関との連携を図るとともに、発達障害者支援センター等の利用を促進し、発達障がいの早期発見、早期支援に努めます。	健康保険課 学校教育課 福祉事務所
52	多様な保育サービスの充実	個々の状況にあった支援ができるよう、受け入れ園のバリアフリー化や保育士の特別支援保育にかかる質の向上を図り、柔軟な受け入れ体制の整備に努めます。	福祉事務所
53	相談支援体制の充実	保育士、保健師等が身近な支援者として相談支援を行い、療育施設や医療機関などと連携を図ります。 また、就学前の子どもの保護者を対象とした就学相談で小学校入学への不安の解消を図るとともに、関係機関との連携で入学後の学習又は学校生活において支援を行います。ことばの発達の相談については、「就学前ことばの教室」で行うなど、関係機関の連携を強化し相談支援の充実を図ります。	健康保険課 学校教育課 福祉事務所
54	保護者への子育て支援	障がいのある子どもの保護者に対し、諸学習の場の提供や、保護者同士の交流・活動を促進し、育児への不安や悩みを解消するとともに、精神的負担の軽減が図られるよう、保護者への子育て支援に努めます。	健康保険課 福祉事務所
55	保育園等訪問支援	保育園を利用している障がいのある子どもが、保育園で集団活動を行うにあたり、専門的な援助を必要とする場合に、訪問指導を行うなどの支援に努めます。	福祉事務所

## (2) 学校教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や専門性の向上に努めます。

No.	施策	内容	関係課
56	個別支援体制の推進	障がいのある子どもも同じように教育が受けられるよう、学校に生活介助員を配置し、児童・生徒の障がいに合わせた個別の支援を図ります。	学校教育課
57	特別支援教育の充実	関係機関、特別支援学校と連携を図り、支援の必要な子どもに対する適切な教育を進めます。	学校教育課
58	教育上の相互理解	障がいについての理解を深めるため、小学校において、障がい児通所施設や特別支援学校との交流を積極的に進めます。	学校教育課
59	学校施設、設備の改善	新たな学校施設の整備は、児童・生徒の利用・移動ニーズを考慮し、計画的に実施するとともに、既存施設についても、宮崎県が制定した「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化の整備を検討していきます。	学校教育課
60	教員の専門性の向上	特別支援教育コーディネーターの有効な活用を図り、教員の資質向上のための研修の充実に努めます。 また、インクルーシブ教育の推進を図り、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学べる授業を取り入れます。	学校教育課
61	放課後等の居場所づくり	障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に行うことにより、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりとして放課後等デイサービス等の充実に努めます。	福祉事務所

## (3) 切れ目ない支援体制の整備

障がいのある子どもが、将来、自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図り、就学前から卒業後までの一貫したきめ細やかな支援の構築を進めます。

No.	施策	内容	関係課
62	就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築	改正発達障害者支援法に基づき、就学前から卒業後に至るまで、切れ目のない支援体制を促進するため、福祉関係機関及び教育関係機関等が連携し、一貫した支援体制の整備に努めます。	健康保険課 学校教育課 福祉事務所
63	児童発達支援事業の充実	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の充実に努めます。	福祉事務所

## 7 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るための基盤として、就労は重要であり、働く意欲のある障がいのある人が、その適性にに応じて能力を十分に発揮できるよう、可能な限り本人の希望に応じた就労を実現するために、雇用支援・就労支援を推進します。

また、障がいのある人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

### (1) 一般就労支援施策の充実

県の雇用関係の機関やハローワークなどと連携を図り、障がいのある人の雇用に対する理解を深め、働く機会の充実に努めます。また、障がい者就労支援事業等により、障がいのある人の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

No.	施策	内容	関係課
64	企業等における理解の促進	広報紙やパンフレット等により改正障害者雇用促進法の周知を図り、法定雇用率等の障がい者雇用についての理解促進を図ります。	観光商工課 福祉事務所
65	均等な雇用機会、待遇の確保	関係機関と連携し、雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務についての周知・啓発に努め、障がいの有無にかかわらず均等な雇用機会及び待遇の確保を図ります。	観光商工課 福祉事務所
66	障がい者就労支援事業の活用	障がいのある人の就職や生活の相談に応じ、就労定着に向けて支援している「こばやし障がい者就業・生活支援センター」の利用促進を図ります。 また、障害者雇用連絡会議及びハローワークなどの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向け、情報の共有化や合同説明会など、各種事業の周知に努めます。	福祉事務所
67	一般就労への移行	障害者就労・生活支援センターを中心として、ハローワークや関係機関との連携を図り、雇用・就労機会の拡大や職場定着の支援を行い、福祉施設から一般就労への移行の促進に努めます。	福祉事務所

### (2) 一般就労が困難な障がいのある人への就労支援

働く意欲があっても、一般就労の難しい障がいのある人に対して、個々の特性に合った仕事が見つけれられる支援体制の整備を支援します。また、「えびの市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

No.	施策	内容	関係課
68	福祉的就労の支援	障がいにより一般就労が困難な人が、障がいの特性に配慮して提供される就労移行支援事業や就労継続支援事業を活用した福祉的就労を支援します。	福祉事務所
69	物品・役務の調達の推進	「えびの市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。	福祉事務所

### (3) 経済的自立の支援

障がいのある人が、必要とされる適切な医療を継続して受診できる環境を整えるため、障がいのある人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

No.	施策	内容	関係課
70	医療費の助成	障がいのある人が、必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。	健康保険課 福祉事務所
71	障がいのある子どもへの就学奨励	障がいのある児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて扶助します。 また、特別支援学級の児童と保護者を対象に、体験活動の機会を通して特別支援教育の理解を深めます。	学校教育課
72	各種手当等の支給	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当についての周知を図り、支給を行います。	福祉事務所
73	交通費の助成	障がいのある人の社会参加を促進するため、タクシー料金の基本料金を助成し、障がいのある人の外出を支援します。	福祉事務所

## 8 行政等における配慮の充実

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、市職員等における障がいのある人への理解の促進に努めます。

また、障がいのある人がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

### (1) 障がい及び障がいのある人への理解の促進

障害者差別解消法に基づき国が定める「障害を理由とする差別解消の推進に関する基本方針」を踏まえ、障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、市職員等における障がいのある人への理解の促進に努めます。

No.	施策	内容	関係課
74	必要かつ合理的な配慮の実施	事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。	福祉事務所
75	市職員への啓発	市職員に対して障がいのある人への理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	総務課 福祉事務所

### (2) 選挙等における配慮

障がいのある人がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

No.	施策	内容	関係課
76	投票機会の確保	投票所での投票が困難な障がいのある人の投票の確保を図るため、選挙の公正を確保しつつ、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進に努めます。	選挙管理委員会

